

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和 7 年度第 8 回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和 8 年 3 月 24 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第8回説明会アジェンダ

アジェンダ

- | | |
|--|-------|
| I. はじめに | [2分] |
| II. 諸説明 | [80分] |
| III. デジタル化に係る準備体制について
(東村山市、ひたちなか市より) | [6分] |
| IV. 事務連絡 | [2分] |

実施要領

- 開催日時 :
 - 3月24日(火) 13:30~15:00
- 開催場所・会議方式 :
 - Web会議
- 参加者 :
 - 市区町村、都道府県
 - 厚生労働省
 - 事務局 三菱総合研究所(厚労省支援事業者)
- 配布資料 :
 - 本資料

はじめに・・・本説明会の目的

- 本日は、今年度最後のデジタル化に係る説明会として、先般多くのご質問をいただいたデータ移行の方法等についてを中心にご説明させていただきます。
- また、事業計画書（第2弾）の速報を共有させていただくと共に、今後各自治体においてデジタル化に向けた準備を進めるに当たって活用していただくことを目的として整備した「予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）」についてご紹介させていただきます。
- なお、4月以降も本説明会は定期的開催予定であり、予防接種事務デジタル化の調整事項や対応すべきタスク・事項について説明、共有及び質疑対応を行います。特に、令和9年度予算として自治体側で予算要求すべき事項については、8月末を目途に整理してお示しする方針です。

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

1. 各種契約書について

- 昨年11月にお示した以下①～③の契約書案について、いただいた質問・意見を取り込み、関係者調整を行ったことから、確定版を3月末までに送付させていただきます。

①デジタル化対応予防接種に係る委託契約書

《令和8年6月時点の締結方針》

- 令和8年度にデジタル化をする市区町村は23自治体であり医療機関数も限られることから、令和8年6月時点の契約締結については最小限の形で行うこととする。
- 具体的には、令和8年度にデジタル化する市区町村と、当該市区町村の関連の14都道府県と、令和8年度にデジタル化を開始する医療機関が本契約に参加する形とし、接種委託元（自治体）の代理人として厚生労働省と、接種委託先（実施機関）の代理人として14都道府県が契約を締結することとする。
- 予防接種事務における医師会の関わりは、従来どおりであり、変更はない。
※デジタル化を実施する医療機関について、事前に医師会に相談・共有すること

②予防接種事務に関する委託契約書 ※

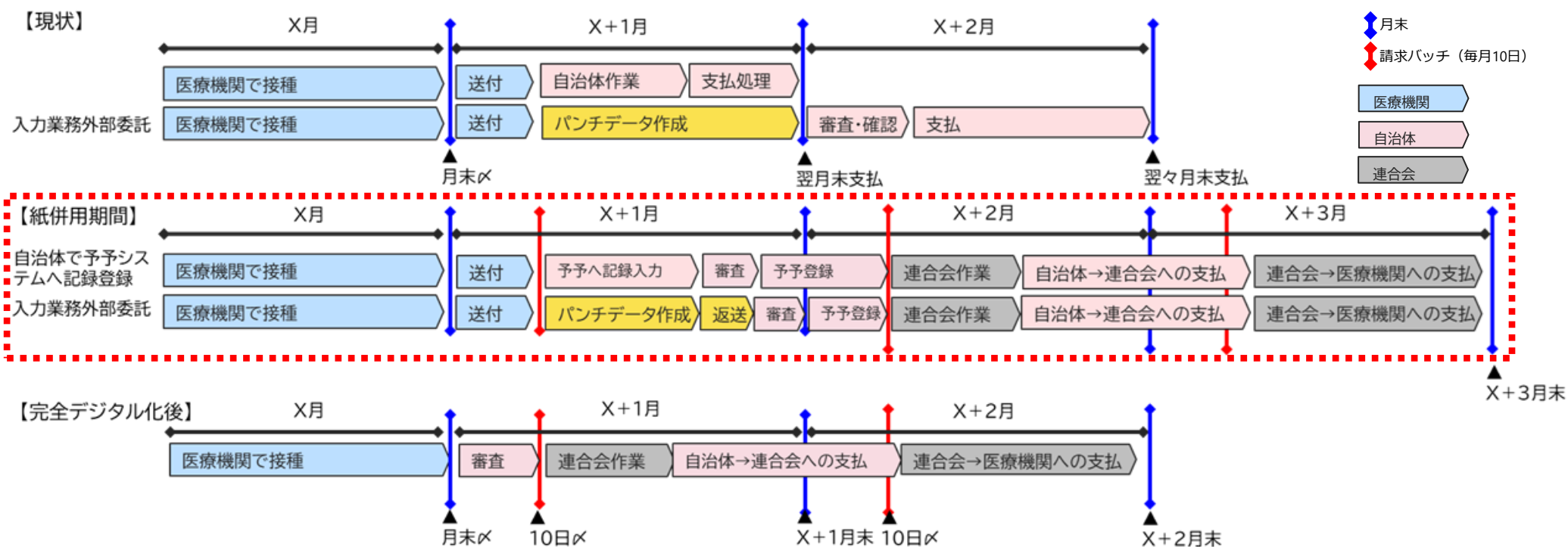
③予防接種の費用の支払に係る委託契約書 ※

※両契約書を参考としていただき、各国保連合会・自治体との協議により契約締結までに確定版をご用意いただく。

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて

- 現状、予防接種費用の医療機関への支払いは、接種月（X月）の翌月（X+1月）末までに医療機関へ支払われるケースが多い。
（入力業務を外注する等で入力業務に時間がかかる場合は、翌々月（X+2月）末に支払われるケースもあると承知している）
- デジタル化後は、診療報酬の支払いスケジュールと同様、X+1月の10日に月次締めバッチ処理を行うことから、医療機関でX月の接種記録を入力（＝デジタル請求）する場合はX+2月末までの支払いが基本となる。
- しかし、紙予診票の利用が一定数残る紙併用期間に医療機関で接種記録の入力（＝デジタル請求）を行わず、自治体で入力作業を行う場合、後続作業（連合会及び自治体作業）を含めると、最大 X+3月末の支払いとなってしまう。

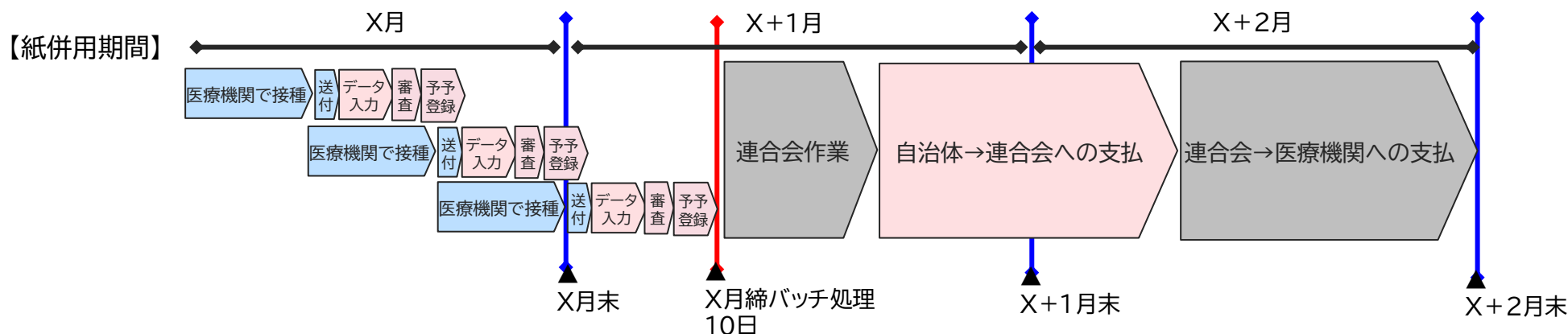


2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて

- そこで、紙併用期間における医療機関への支払いを円滑に実施する方策について、以下に3つの対応案をお示しすることから、各自治体においてはこれらを参考の上、今後の医療機関への支払いスケジュールをご検討いただきたい。

対応案① 紙予診票を月複数回医療機関より回収することによる入力負荷の分散

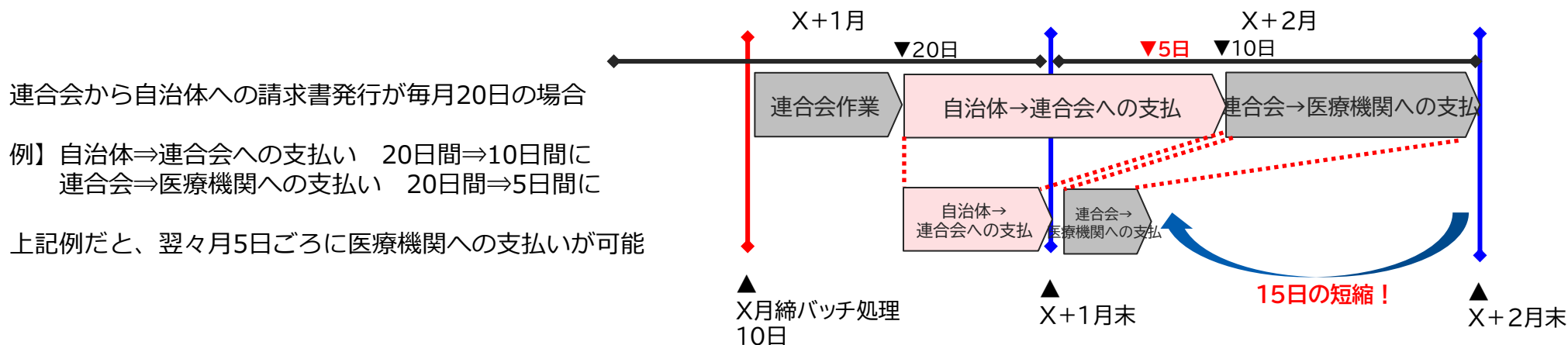
- X月の中で複数回に分けて紙予診票を回収することで、入力不可の分散を図り、X+1月の10日の請求バッチまでに入力作業を完了させる。



2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて

対応案② 自治体及び連合会の支払い業務の効率化による支払スケジュールの短縮化

- ▶ 自治体から連合会への支払いと、連合会から医療機関への支払いについては、それぞれ20日間をみて標準スケジュールを組んでいるが、それぞれ短縮化することで、支払いスケジュール全体を短縮化する。
- ▶ 連合会においては管下の全ての自治体からの入金を待って医療機関への支払い処理に進むため、当該スケジュール調整においては、連合会及び当該連合会管下の自治体との調整が必要になる。

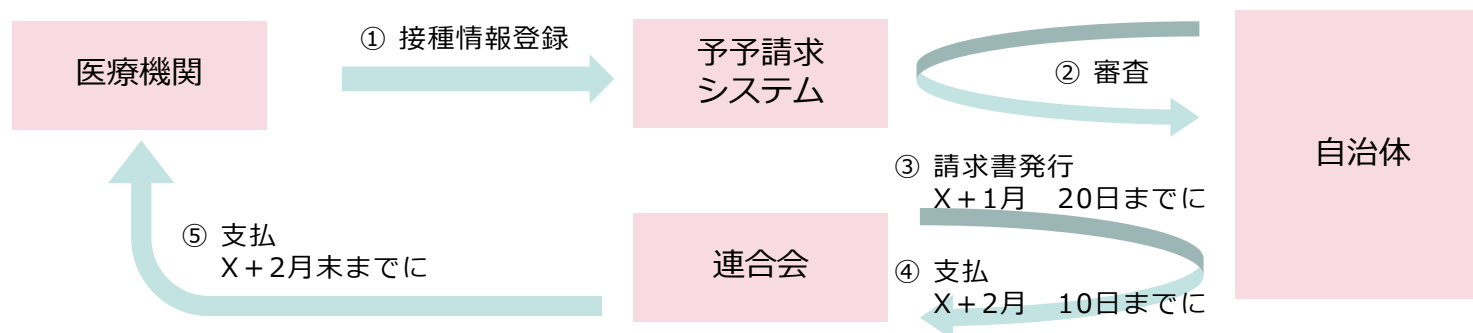


2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて

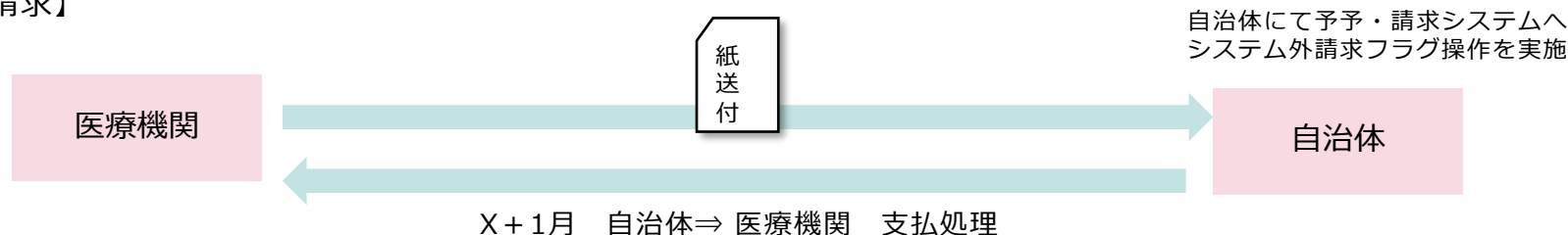
対応案③ システム外請求処理で連合会を経由せず、医療機関へ直接支払い

- 医療機関から送付のあった紙予診票について、従来のスケジュールで審査・支払いを行う。
- 自治体は上記支払い処理とは別で、改正予防接種法第23条第2項に基づく厚労大臣への報告のため、接種記録を予予・請求システムに登録する必要があるが、接種記録に対して「システム外請求」フラグを登録することで、国保連合会を経由しないようにすることができる。

【システムでの請求】

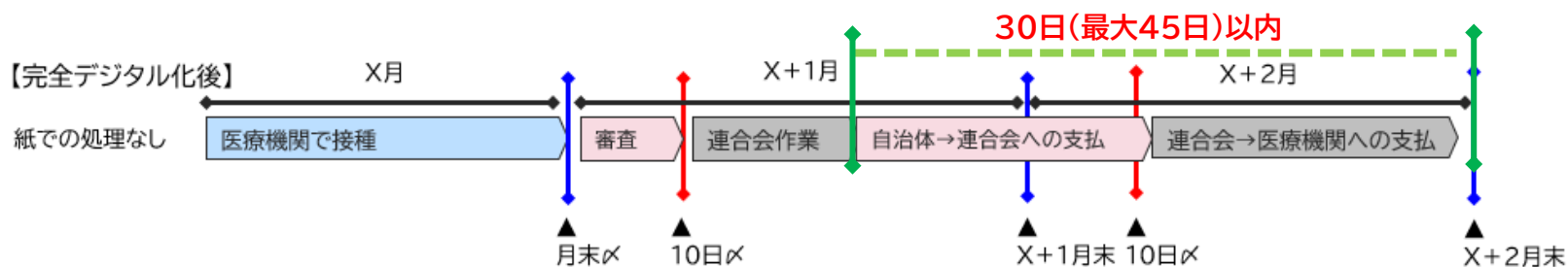


【システム外請求】



(参考) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律との関係について

- 今般のデジタル化に伴う委託料の支払いにおいて、支払遅延防止法第6条第1項の「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日」とは、「連合会にて医療機関への支払額が確定し、決裁された日」とする。
- ついては、予め市町村と連合会が締結する「予防接種の費用の支払に係る委託契約書」第5条第2項において、当事者（市町村、連合会、医療機関等）で別途協議した上で支払期日を医療機関等への支払い期日を定められる旨を規定している。



○予防接種の費用の支払に係る委託契約書（抄）

（医療機関等への支払）

第5条 甲は、乙から前条第1項の規定による請求を受けたときは、原則として翌月10日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はこれらの日の翌日。以下「納入期日」という。）までに、乙に当該請求に係る金額を支払うものとし、乙は翌月末日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合はこれらの日の翌日。以下「支払期日」という。）までに医療機関等に対し本予防接種の費用を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、別途協議のうえ、前項の納入期日と異なる期日をもって納入期日と定めることができる。また、**甲、乙及び医療機関等は、別途協議の上、前項の支払期日と異なる期日をもって支払期日と定めることができる。ただし、支払期日は、請求期限から45日以内の日としなければならない。**

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律（抄）

（支払の時期）

第六条 第四条第二号の時期は、**国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日**（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）**以内の日としなければならない。**

2 （略）

（時期の定の特例）

第七条 **契約の性質上前二条の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前二条の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。**

（この法律の準用）

第十四条 この法律（第十二条及び前条第二項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
- 3. データ移行の方法について**
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
- 12. 事務連絡**

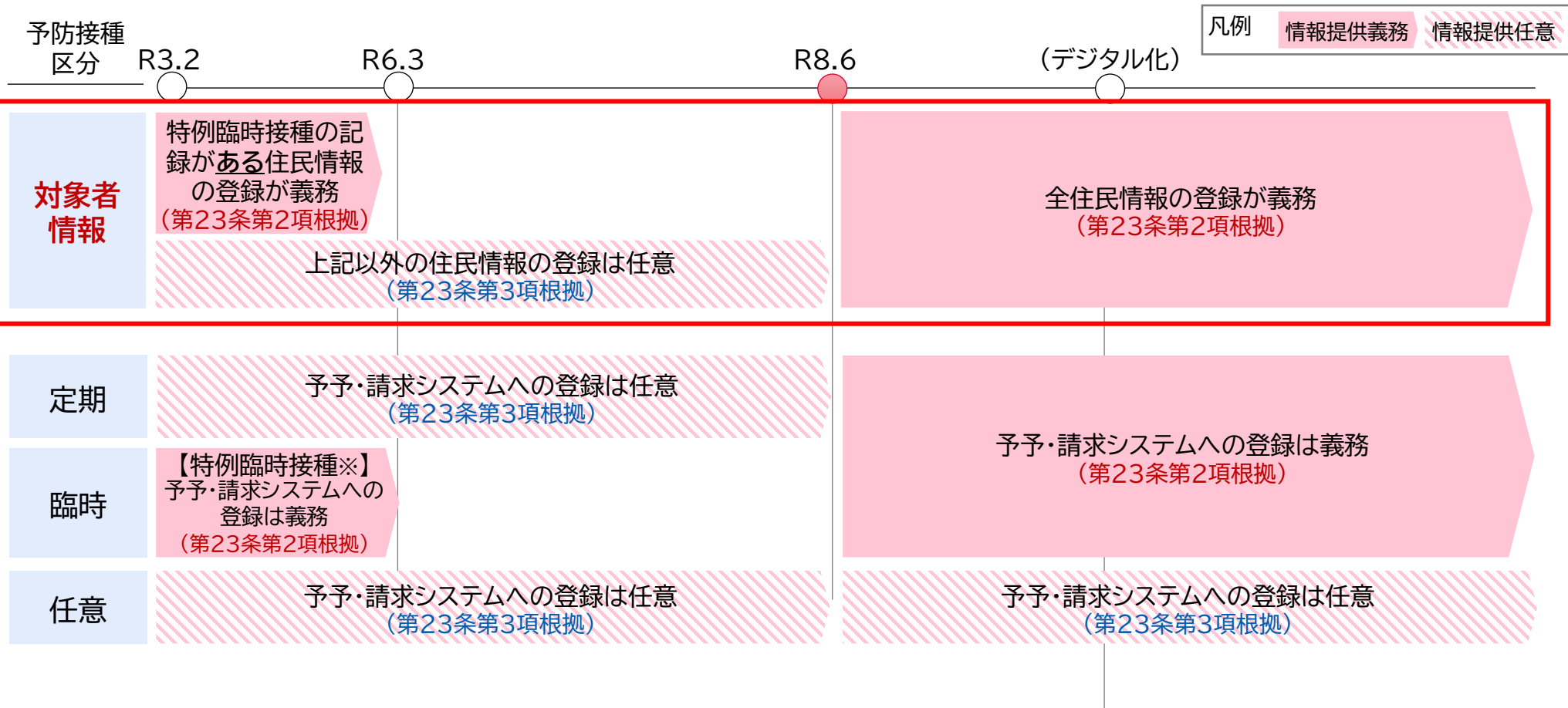
データ移行に当たって

- ここでは、対象者情報と接種記録情報（特例臨時接種記録、R8.6以降の記録）の登録方法について、詳細に説明をさせていただきます。
- 必要に応じて本資料を健康管理システムベンダとも共有の上、各自治体のデジタル化するタイミングで実施いただく、
 - ✓ 対象者情報の登録
 - ✓ 特例臨時接種記録データの登録
 - ✓ 令和8年6月以降自治体がデジタル化するまでの間の定期接種記録データの登録
 - ✓ 令和8年5月以前の定期接種・任意接種記録データの登録に向けた準備等にご活用ください。

- ・ 特例臨時接種記録
- ・ R8.6以降の記録
のデータ移行について

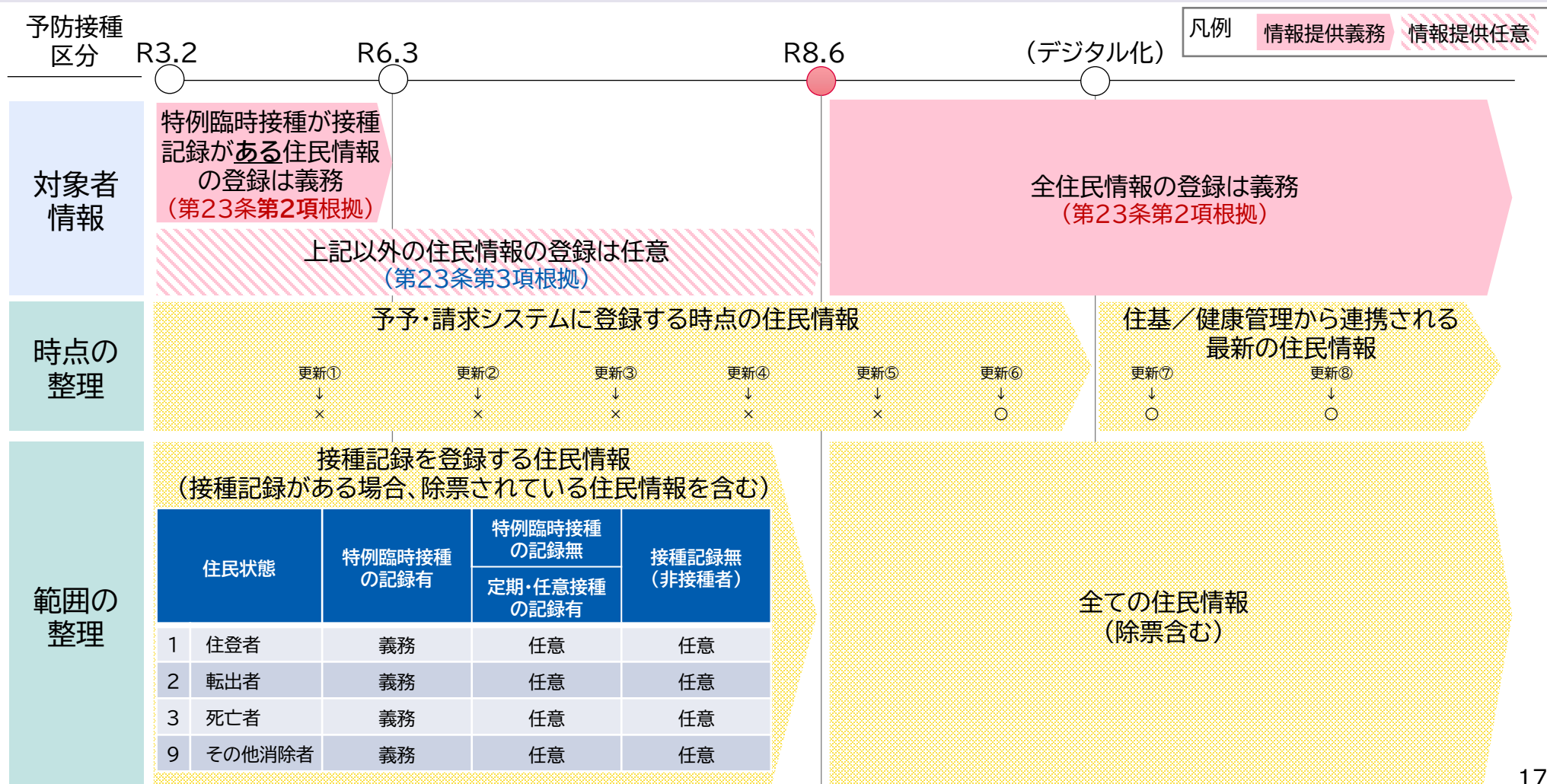
予予・請求システムへ連携する対象者情報について

- 接種記録情報を予予・請求システムに登録するには対象者情報が必要となる。ついては、**R8.6以降の接種記録情報を登録するには、全住民の対象者情報の提供が義務**となる。
- また、R8.5以前の接種記録については、**特例臨時接種の記録情報がある対象者情報については対象者情報の提供が義務**となる。特例臨時接種の接種記録情報がない場合の対象者情報の提供は任意となる。



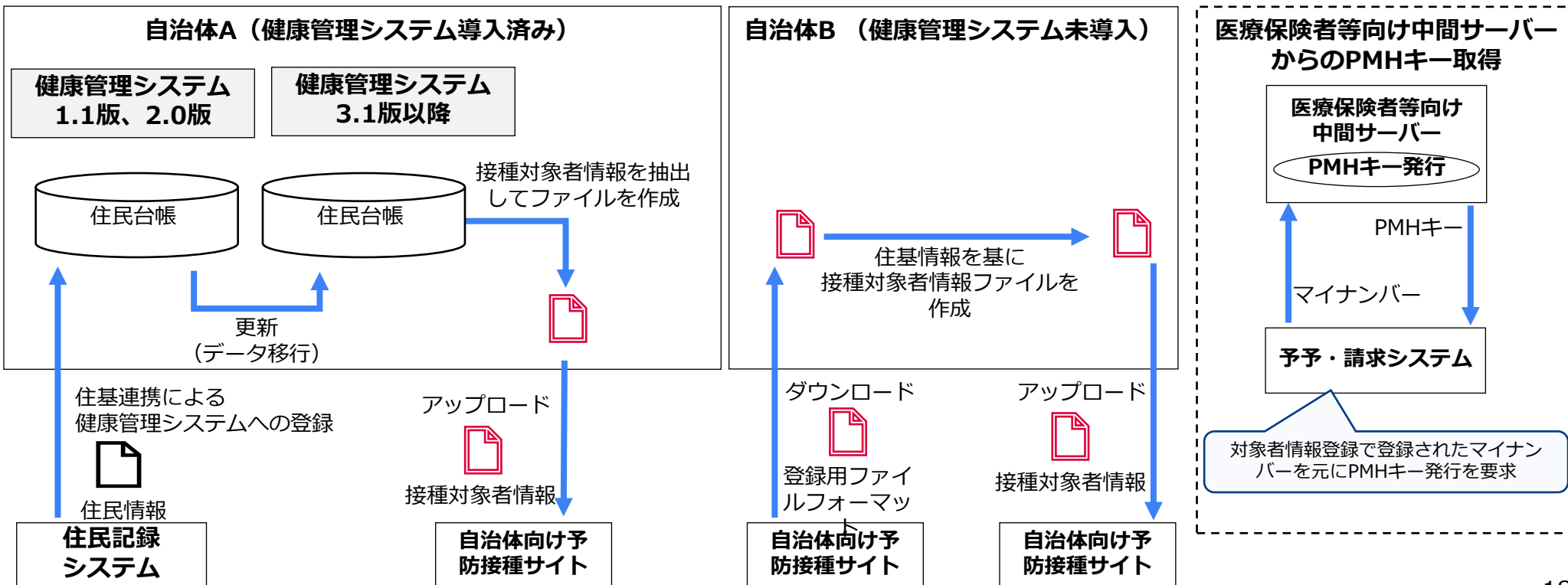
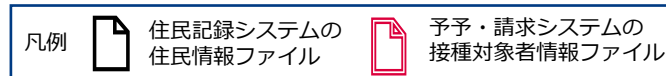
データ移行支援 予予・請求システムへ連携する対象者情報の時点・範囲の整理

- 特例臨時接種等の過去の接種記録及びR8.6～デジタル化までの接種記録を予予・請求システムに登録する際、接種記録に紐づけられる対象者情報は予予・請求システムに登録した時点の情報となる。
- また、予予・請求システムに登録する対象者情報について、R8.6以降は全ての住民情報を登録する必要があり、R8.6～デジタル化まで期間における住民情報は転出又は死亡等による除票も含め全ての住民情報を保持しておき、デジタル化する時点で最新の情報を提供する必要がある。



予予・請求システムへの対象者情報登録の方法

- 今後定期又は臨時の予防接種を実施する可能性のある対象者（＝全住民）に接種対象者番号を発行した上で、自治体向け予防接種サイトに連携する。
- 健康管理システムを未導入の場合は、自治体向け予防接種サイトからダウンロードしたフォーマットを基に、接種対象者情報ファイルの作成と接種対象者番号の発行を手作業にて実施いただきたい。
- 予予・請求システムは、医療保険者等向け中間サーバーに対してマイナンバーを連携してPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してマイナンバーと共に予予・請求システムに回答し、予予・請求システムは回答されたPMHキーを内部に格納する。



予予・請求システムへの対象者情報登録 ファイル項目

- 健康管理システムから予予・請求システムへ連携される対象者情報ファイルの項目及び入力例は以下のとおり。
- 必須欄に○が付いていない箇所は、空欄でも差し支えない。

項目	変更区分	予防接種対象者番号	世帯番号	全国地方公共団体コード	消除の異動年月日	異動事由	個人番号	氏名	氏名(カナ)	住所	生年月日
説明	1:登録/更新 2:削除	市町村等番号(6桁)+対象者番号(15桁)	同一の世帯を表す番号	自治体を特定するためのコード	消除に係る異動事由が生じた年月日 YYYY-MM-DD	接種対象者の当該レコード削除となる事由を示す	接種対象者の個人番号12桁	接種対象者の氏名	接種対象者の氏名カナ	接種対象者の住所	接種対象者の生年月日 (YYYY-MM-DD)
必須	○	○		○			○	○	○	○	○
例1	1	123456789 012345678 901	123456789 012345	567890			123456789 012	田中太郎	タナカタロウ	東京都江東区辰巳1-1-1	2013-11-01
例2	2	523356789 012345678 931	321456789 012267	123456	2024-09-02	22	987654321 012	斎藤花子	サトウハナコ	東京都江東区豊洲2-2コーポ豊洲101	1998-11-02

項目	性別	保護者氏名	生活保護区分(※)	非課税区分(※)	中国残留邦人区分(※)	障がい者区分(※)	その他免除区分(※)	高齢者定期接種判定区分(※)	長期療養区分(※)	その他区分(※)	不開示フラグ	住民状態	通知対象外区分(※)
説明	0:不明(未記入) 1:男 2:女	接種対象者の保護者氏名	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	その他条件による 減免区分	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	00:非該当	0:開示 1:不開示	1:住登者 2:転出者 3:死亡者 9:その他 消除者	0:非該当 1:該当
必須	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
例1	1	田中花子	0	0	0	0	00	0	0	00	0	1	0
例2	2	斎藤太郎	0	1	0	0	01	0	0	00		9	0

(※) 入力内容が不明な場合は「0」、「00」を入力の上登録して差し支えない。

予予・請求システムへの接種記録情報登録の方法

- VRSからダウンロードした特例臨時接種の記録を含む過去の接種記録を、自治体向け予防接種サイトにアップロード可能なフォーマットに加工して登録いただく。
- 具体的には、自治体向け予防接種サイトから基本情報が既に入力されているファイルフォーマットをダウンロードし、そのファイルに接種記録を入力した上で、アップロードしていただきたい。

凡例



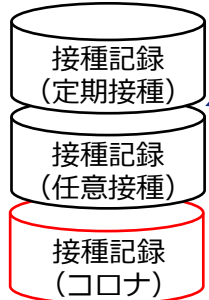
VRSの接種記録ファイル



予予・請求システムの接種
記録登録ファイル

自治体A（健康管理システム導入済み）

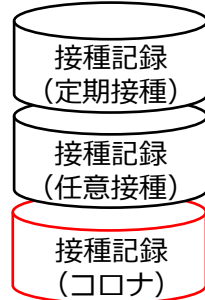
健康管理システム 1.1版、2.0版



定期/任意接種の接種
記録は、既に健康管
理システム上に存在

更新
(データ移行)

健康管理システム 3.1版以降



接種記録を抽出して
ファイルに入力

ダウンロード

アップロード

健康管理
システムに登録



接種記録

VRS

基本情報が既に入力
されているファイルフォー
マットをダウンロード



登録用ファイル
フォーマット

自治体向け予
防接種サイト



接種記録

自治体向け予
防接種サイト

自治体B（健康管理システム未導入）

紙の接種記録
(定期/任意接種)



接種記録を元に
ファイルに入力

接種記録
(VRS)

ダウンロード

アップロード



接種記録

VRS



登録用ファイル
フォーマット

自治体向け予
防接種サイト



接種記録

自治体向け予
防接種サイト

接種記録データ移行 登録ファイルの必須項目

- 予防接種記録の必須項目は、「接種日」と「接種記録移行タイミング」の組み合わせにより予予・請求システムへの登録項目が異なる。
 - パターン①：接種日がR8.5以前の場合（接種記録移行タイミングは問わない）
 - パターン②：接種日がR8.6以降かつ、接種記録移行タイミングがR9.3以前の場合→※R8デジタル化自治体
 - パターン③：接種日がR8.6以降かつ、接種記録移行タイミングがR9.4以降の場合
- ここでは、R9年度以降デジタル化自治体の接種記録データ移行に係る登録ファイルの必須項目を説明する。

		接種記録移行タイミング	
		R9.3以前	R9.4以降
接種日	R8.5以前	パターン① 共通 ■システム上の必須項目 ・ 実施日 ・ 予防接種対象者番号 ・ 予防接種管理番号	
	R8.6以降	パターン② R8デジタル化自治体 ■システム上の必須項目 ・ R8年度デジタル化対象自治体のみに関係があるパターンであるため、詳細は別途説明済。	パターン③ R9以降デジタル化自治体 ■システム上の必須項目 ・ 予防接種管理ID（自動入力） ・ 実施日 ・ 医療機関コード ・ 予防接種対象者番号 ・ 予防接種管理番号 ・ GTINコード

接種記録データ移行

R9以降デジタル化自治体の登録ファイルの必須項目 1 / 2

- 予防接種記録登録ファイルの項目及び入力例を以下に示す。必須欄に○がない箇所は、空欄でも差し支えない。
- R9.4以降の接種記録登録では、現在公開しているIF上の必須項目25項目を6項目とし、自治体の入力負担が軽減される。

項目	予防接種管理ID	実施日	医療機関コード	実施場所	医師名	予防接種対象者番号	氏名	氏名カナ	性別	生年月日	接種時年齢	住所	時間外フラグ
説明	予防接種管理情報を識別するID	予防接種の実施日を示す	接種した医療機関コード	接種を実施場所	予防接種を実施した医師名を示す	市町村等番号(6桁)+対象者番号(15桁)	接種対象者の氏名	接種対象者の氏名	0:不明 1:男 2:女	YYYY-MM-DD	接種対象者の接種時年齢	接種対象者の住所	0:非該当 1:該当
パターン① R8.5以前のシステム上の必須項目		○				○							
パターン③ R9.4以降のシステム上の必須項目	○（自動入力）	○	○			○							
入力例	10000001	2013-11-01	121345679	データ病院	田中 太郎	123456789 012345000 000	予防 太 郎A	ヨボウ タロウ	0	2013-11-01	12歳 0か月 24日	東京都江 東区	0

項目	休日フラグ	高齢者定期接種判定区分	長期療養区分	生活保護区分	非課税区分	中国残留邦人区分	障がい者区分	その他免除区分	接種対象者区分の修正理由	減免区分の修正理由	予防接種管理番号	ワクチン通称
説明	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	00:非該当 01以降:自治体毎に定義	接種対象者区分を変更した理由	減免区分を修正した理由	予防接種の管理番号を示すコード	ワクチンの通称を示す
パターン① R8.5以前のシステム上の必須項目											○	
パターン③ R9.4以降のシステム上の必須項目											○	
入力例	0	0	1	0	0	0	0	00			123456878	インフルエンザ ワクチン

接種記録データ移行

R9以降デジタル化自治体の登録ファイルの必須項目

2 / 2

項目	期	回数	回数通称	実施区分	接種区分	予防接種を行えなかった理由	GTINコード	ワクチン販売名	製造販売元	販売元	ロット番号	ワクチン有効期限	接種量 (ml)
説明	ワクチンの期を示す	ワクチンの回数を示す	ワクチンの回数通称を示す	1：集団 2：個別	1：接種 2：予診のみ	受付したが予防接種を行えなかった際の理由	GTIN-14 (集合包装用商品コード)を示す	助成対象ワクチンのワクチン販売名	ワクチンの製造販売元の名称を示す	ワクチンの発売元の名称を示す	ワクチンのロット番号を示す	実施した予防接種のワクチン有効期限を示す	ワクチンの接種量を示す
パターン① R8.5以前のシステム上の必須項目													
パターン③ R9.4以降のシステム上の必須項目							○						
入力例	1	1	1期1回目	1	1		12345678901234	販売名	製造会社	販売会社	12B	2025-01-01	20

項目	接種方法	その他（接種方法）	接種部位	その他（接種部位）	間違い接種フラグ	間違い接種種別	間違い接種の理由	同時接種グループ	システム外請求フラグ	海外接種フラグ	特別の事情	特別の事情（医師補記）
説明	実施した予防接種の接種方法を示す	接種方法について選択肢以外のその他の情報 を示す	実施した予防接種の接種部位を示す	接種部位について選択肢以外のその他の情報 を示す	0:該当しない 1:該当する	間違い接種を実施した理由を表すコード	間違い接種を実施した理由	予防接種の同時接種を行うグループを示す	0:非該当 1:該当	海外接種の実施対象かどうかを識別するフラグ	実施した予防接種における特別の事情を示す	実施した予防接種における特別の事情の補記を示す
パターン① R8.5以前のシステム上の必須項目												
パターン③ R9.4以降のシステム上の必須項目												
入力例	01		01		0				0	0		

- ・ GTINコード
- ・ ワクチン販売名とGTINコードの対応表について

販売包装単位のバーコード読取が必要

- 医療機関は、接種記録登録に必要な情報を満たしている販売包装単位の箱のバーコードを読み取る必要がある。
よって、医療機関にはバーコード付きの箱を廃棄しないよう周知いただく必要がある。

GTINコードとは

- GTINコードは、調剤包装単位、販売包装単位、元梱包装単位で付属しているバーコードに含まれている14桁の番号。
- 医療機関アプリのカメラ機能やバーコードリーダーで読み取ることで、商品コード、有効期限、製造番号・記号などのワクチン情報を自動かつ正確に取得できる識別コード。

GTINコードから取得できる情報（包装単位別）

医療用医薬品の種類	調剤包装単位 (アンプルやバイアルなど) 			販売包装単位 (10アンプル入りの箱など) 			元梱包装単位 (販売包装単位である箱が複数梱包された段ボール箱など) ※予予・請求システムでは、元梱包装単位のバーコードでは読み取り不可 			
	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	数量
表示情報	◎	○	○	●	●	●	◎	◎	◎	◎

- : 法第68条の2の5に基づき必ず表示するもの
- ◎ : 通知（令和4年9月13日 医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等について）に基づき必ず表示するもの
- : 任意表示

調剤包装単位を使用する場合の注意点

- 販売包装単位の箱がない場合（※１）、調剤包装単位のバーコードを読み取る必要がある。
（※１）総合病院等で薬剤部から調剤包装単位でワクチンが診療科に配られる場合など。
- 調剤包装単位のバーコードでは、現状接種記録登録の必須項目である「有効期限」及び「製造番号・記号」は任意表示情報であるため、情報に含まれていない可能性がある（※２）。製造番号（＝ロット番号）は、予防接種に関する記録として台帳上必要となることから、手入力していただく必要がある。
（※２）調剤包装単位のバーコードに「有効期限」及び「製造番号・記号」が含まれている場合は手入力は不要。
- 有効期限が含まれていない場合、予予・請求システムに有効期限が反映されず、記録登録時に有効期限の自動チェックができず、ワーニングが表示され、都度備考欄等に理由の入力が必要となる。

GTINコードから取得できる情報（包装単位別）

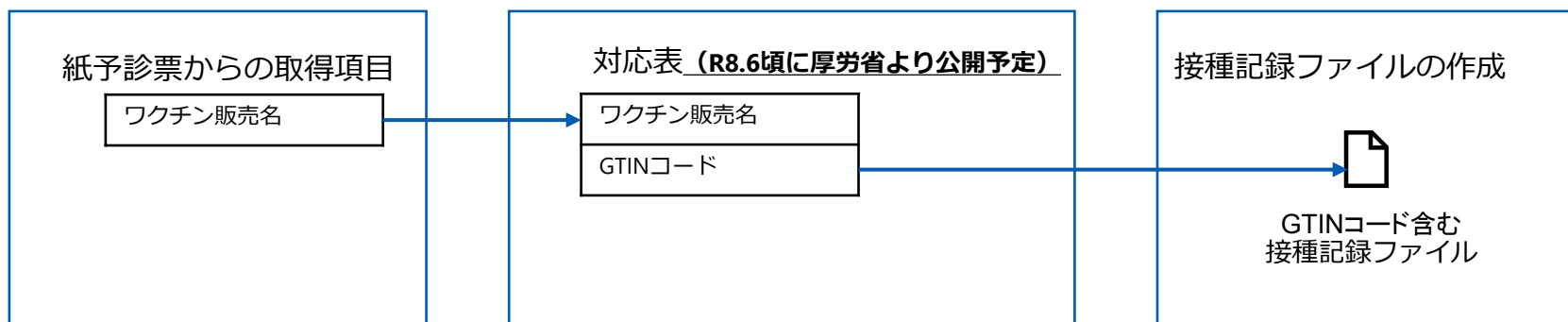
医療用医薬品の種類	調剤包装単位 (アンプルやバイアルなど) 			販売包装単位 (10アンプル入りの箱など) 			元梱包装単位 (販売包装単位である箱が複数梱包された段ボール箱など) ※予予・請求システムでは、元梱包装単位のバーコードでは読み取り不可 			
	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	商品コード	有効期限	製造番号・記号	数量
表示情報	◎	○	○	●	●	●	◎	◎	◎	◎

- ：法第68条の2の5に基づき必ず表示するもの
- ◎：通知（令和4年9月13日 医療用医薬品を特定するための符号の容器への表示等について）に基づき必ず表示するもの
- ：任意表示

ワクチン販売名とGTINコードの対応表

- R8.6以降の接種記録登録においては、GTINコードが必須となる。
- ワクチン販売名とGTINコードの対応表は厚労省により現在作成中であり、R8.6頃に公開予定である。
- R8.6以降に紙予診票で接種記録登録を行う場合、ワクチン販売名を元に対応表からGTINコード番号を導き、接種記録ファイルを作成していただきたい。
- なお、R8.5以前の接種記録登録を行う場合、ワクチン販売名から予防接種管理番号を紐付けて登録することからGTINコードは不要である。

自治体にて対応表を用いて紙予診票情報から接種記録ファイルを作成



死亡情報・転出情報の連携方針について (特例臨時接種記録、 R8.6以降の記録)

ひと、くらし、みらいのために

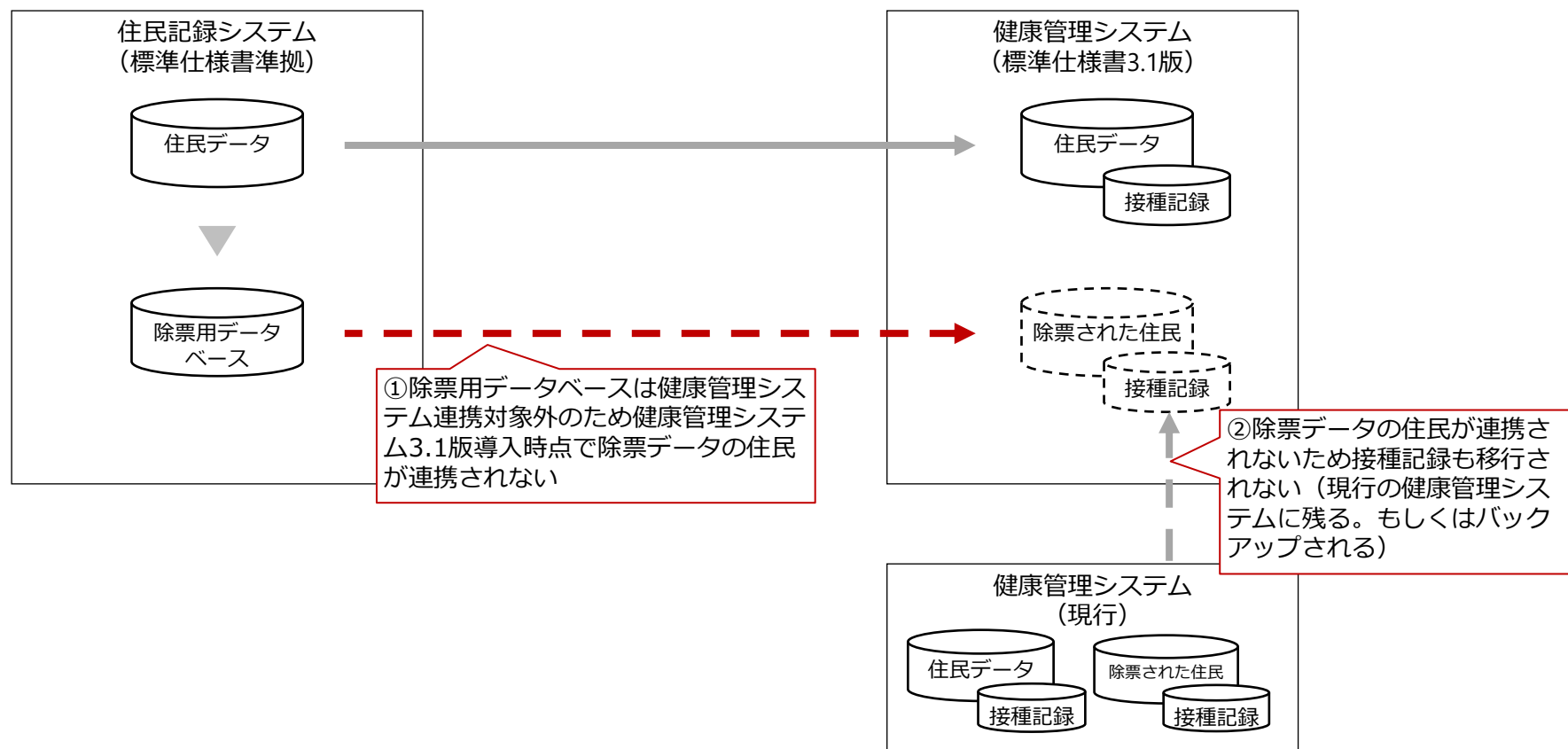


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

除票データの取得について

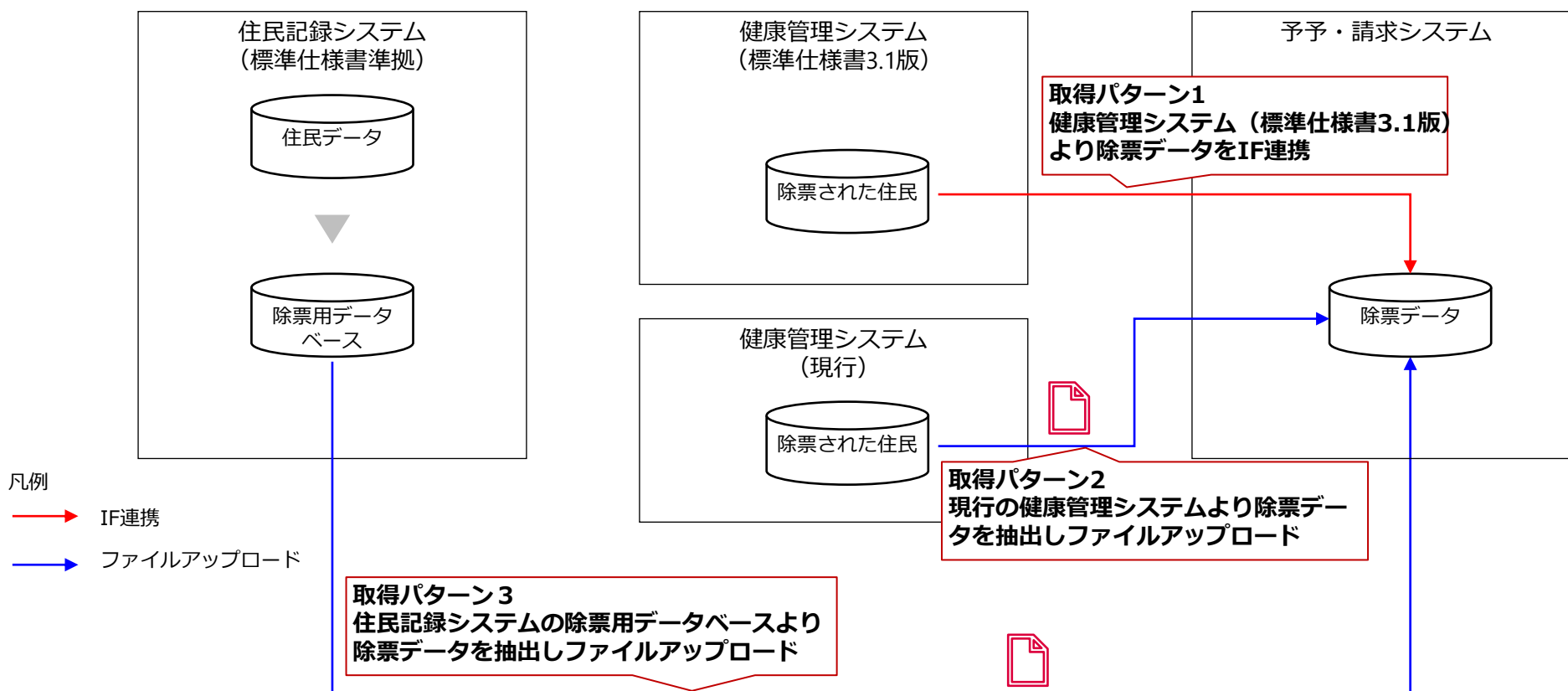
- 改正予防接種法の施行により、特例臨時接種の接種記録及びR8年6月以降の接種記録は除票となった住民の情報も登録が必要。
 - しかし自治体によっては、健康管理システムに除票情報が存在しない場合がある。
 - その場合は、住民記録システムの除票用データベース等から除票情報を取得（※）する必要がある。
- ※住基担当部署（住基担当ベンダ）の協力が必要になることから、該当の自治体については方法について適切に相談を行うこと。

健康管理システム（標準仕様書3.1版）に除票された住民情報が存在しない自治体の例



除票データの取得方法

- 自治体のシステム構成により、除票データの取得方法が異なる。
 - 取得パターン1：健康管理システム（標準仕様書3.1版）に除票データがある場合
 - 取得パターン2：現行の健康管理システムに除票データがある場合
 - 取得パターン3：健康管理システムに除票データがない場合



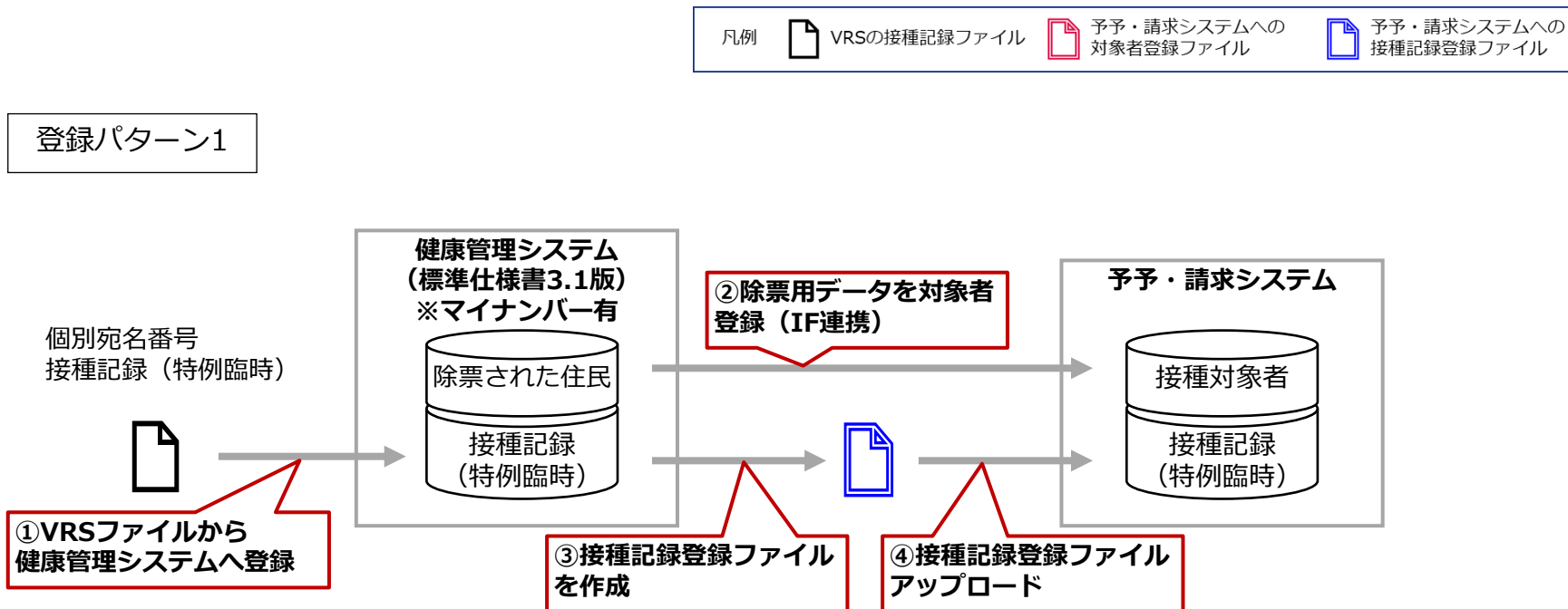
特例臨時接種における対象者登録方式の決まり方

- 対象者登録方式は「除票データの取得元」と「データにマイナンバーが含まれているか」により決まる。
- 現在、マイナンバーを含まない対象者情報データについては、予予・請求システムに取り込むことができないが、今後マイナンバーがない場合でも4情報で登録可能とする予定（令和10年4月以降の対応を想定）。
- ついては、登録パターン4又は5に該当する対象者情報については、対象者情報登録及びそれに紐付く記録の移行を令和10年4月以降に作業いただきたい。

		除票データにマイナンバーが含まれているか	
		マイナンバーあり	マイナンバーなし
除票データの取得元	取得パターン1 健康管理 (3.1版)	登録パターン1 健康管理システム（3.1版）から対象者登録	— 令和10年4月以降に、4情報で登録が可能となる
	取得パターン2 健康管理 (現行)	登録パターン2 健康管理システム（現行）の除票データを基に登録ファイルを作成	登録パターン4 健康管理システム（現行）の除票データを基に、マイナンバーなしで登録ファイルを作成
	取得パターン3 住民記録	登録パターン3 住民記録システムの除票データを基に登録ファイルを作成	登録パターン5 住民記録システムの除票データを基にマイナンバーなしで登録ファイルを作成

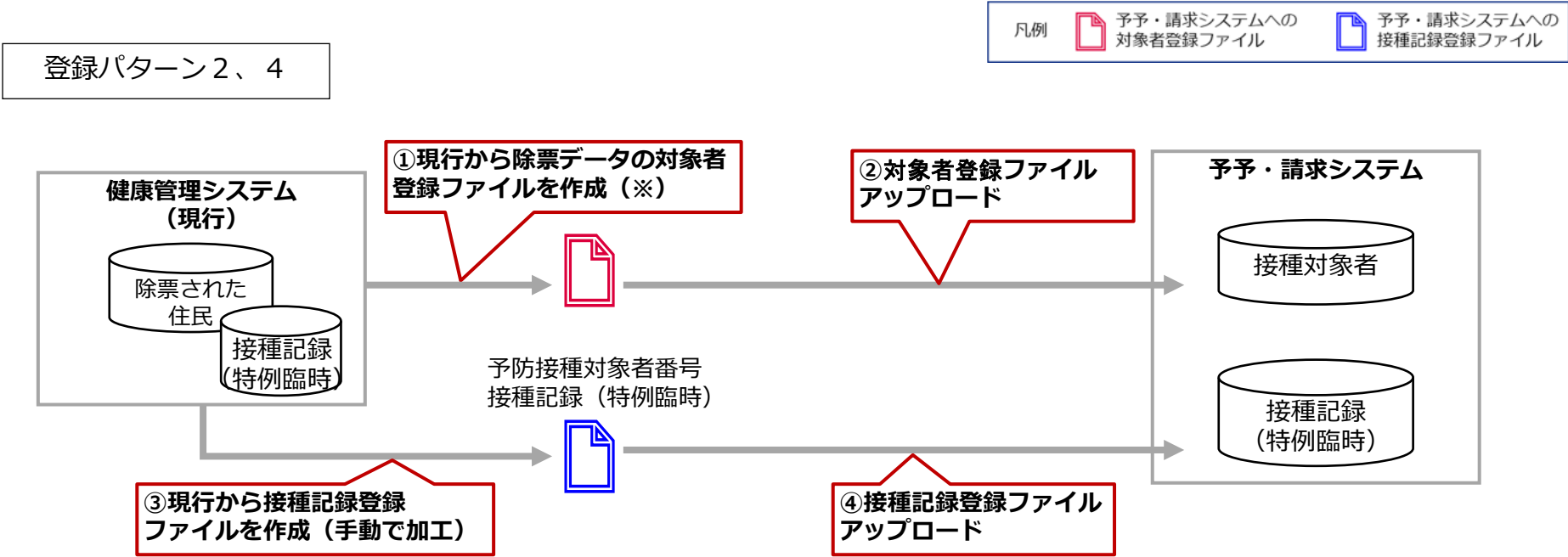
特例臨時接種の各登録パターンにおける登録処理の概要 1 / 3

- 登録パターン1：健康管理システム（標準仕様書3.1版）から対象者登録



特例臨時接種の各登録パターンにおける登録処理の概要 2 / 3

- 登録パターン2：健康管理システム（現行）の除票データを基に登録ファイルを作成
- 登録パターン4：健康管理システム（現行）の除票データを基に、マイナンバーなしで登録ファイルを作成



(※) ①における登録パターン2と4の作業の違い

	登録パターン2	登録パターン4 ※10年4月以降に実施
① 現行から除票データの対象者登録ファイルを作成する方法	マイナンバーあり ・ 個人をマイナンバーで特定 ・ システム側で既存データと紐づけ可能	マイナンバーなし ・ 個人を代替情報（4情報※）で特定 ※ 4情報：氏名・住所・生年月日・性別

特例臨時接種の各登録パターンにおける登録処理の概要 3 / 3

- 登録パターン3：住民記録システムの除票データを基に登録ファイルを作成
- 登録パターン5：住民記録システムの除票データを基にマイナンバーなしで登録ファイルを作成

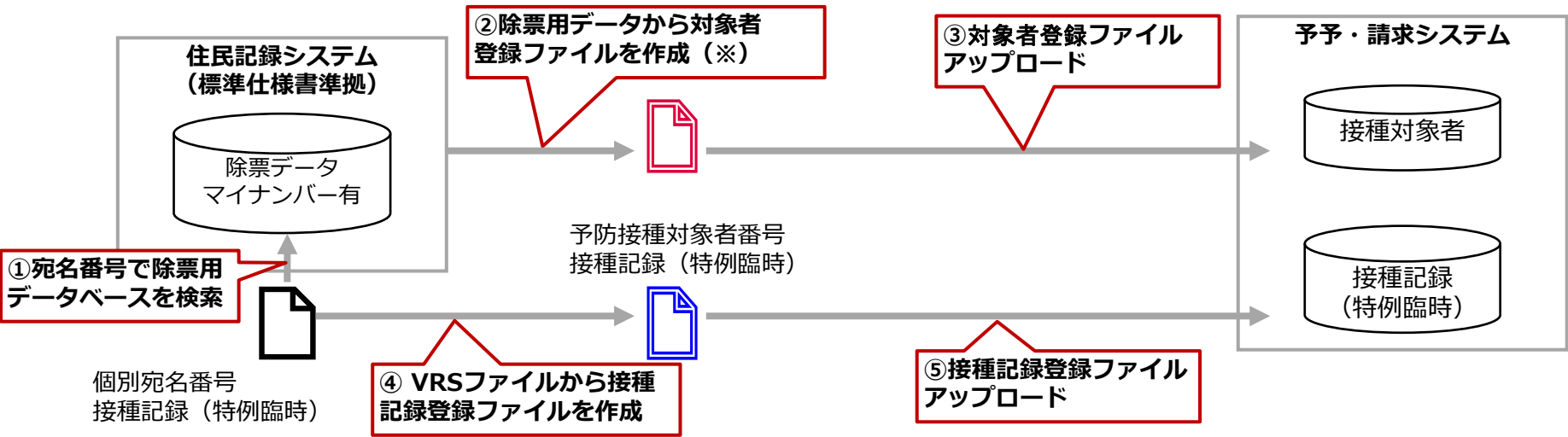
凡例

 VRSの接種記録ファイル

 予予・請求システムへの対象者登録ファイル

 予予・請求システムへの接種記録登録ファイル

登録パターン3、5



（※）②における登録パターン3と5の作業の違い

	登録パターン3	登録パターン5 ※10年4月以降に実施
②除票データから対象者登録ファイルを作成する方法	マイナンバーあり ・個人をマイナンバーで特定 ・システム側で既存データと紐づけ可能	マイナンバーなし ・個人を代替情報（4情報※）で特定 ※4情報：氏名・住所・生年月日・性別

特例臨時接種の登録パターン2～5における 対象者登録ファイルの作成方法

- 対象者登録ファイル上必須項目に関しては全て値を設定する必要がある
- なお、VRSファイルからダウンロードしたcsvデータには、個別宛名番号のみでマイナンバーは存在しない点ご留意いただきたい。
- 除票データに何等かの事情によりマイナンバーが存在しない登録パターン4又は5に該当する対象者情報については、対象者情報登録及びそれに紐づく記録の移行を令和10年4月以降に作業いただきたい。

令和10年4月以降に、4情報で登録が可能となる

#	入力必須項目	登録パターン2または3		登録パターン4または5	
		登録時の設定例	設定方法	登録時の設定例	設定方法
1	変更区分	1	「1」固定	1	「1」固定
2	個人番号	000000000000	VRSファイルの個別宛名番号を基に健康管理システム（現行）又は除票用データベースより取得	空白（設定なし）	予予・請求システムにおける対象者登録ファイルのIF変更を行い、設定なしで登録を可能とする（令和10年度以降）
3	氏名	予防太郎		予防太郎	VRSファイルの個別宛名番号を基に健康管理システム（現行）又は除票用データベースより取得
4	氏名_振り仮名（フリガナ）	ヨボウタロウ		ヨボウタロウ	
5	住所	東京都千代田区 x x x		東京都千代田区 x x x	
6	生年月日	2026/2/3		2026/2/3	
7	性別	1		1	
8	予防接種対象者番号	11111122222222222222	手動作成	11111122222222222222	手動作成
9	生活保護区分	0	「0」固定	0	「0」固定
10	非課税区分	0	「0」固定	0	「0」固定
11	中国残留邦人区分	0	「0」固定	0	「0」固定
12	障がい者区分	0	「0」固定	0	「0」固定
13	その他免除区分	0	「0」固定	0	「0」固定
14	高齢者定期接種判定区分	0	「0」固定	0	「0」固定
15	長期療養区分	0	「0」固定	0	「0」固定
16	住民状態	「2（転出者）」 or 「3（死亡者）」 or 「9（その他消除者）」	VRSファイルの個別宛名番号を基に除票用データベースより取得	「2（転出者）」 or 「3（死亡者）」 or 「9（その他消除者）」	VRSファイルの個別宛名番号を基に除票用データベースより取得
17	通知対象外区分	0	「0」固定	0	「0」固定
18	その他区分	00	「00」固定	00	「00」固定

定期接種（R8.6以降）における対象者登録方式の決まり方

対象者登録方式の基本的な考え方は、特例臨時接種とほぼ同様。

- 対象者登録方式は「除票データの取得元」と「データにマイナンバーが含まれているか」により決まる。
- 現在、マイナンバーを含まない対象者情報データについては、予予・請求システムに取り込むことができないが、今後マイナンバーがない場合でも4情報で登録可能とする予定（令和10年4月以降の対応を想定）。
- ついては、登録パターン4又は5に該当する対象者情報については、対象者情報登録及びそれに紐付く記録の移行を令和10年4月以降に作業いただきたい。

		除票データにマイナンバーが含まれているか	
		マイナンバーあり	マイナンバーなし
除票データの取得元	取得パターン1 健康管理 (3.1版)	登録パターン1 健康管理システム（3.1版）から対象者登録	—
	取得パターン2 健康管理 (現行)	登録パターン2 健康管理システム（現行）の除票データを基に登録ファイルを作成	登録パターン4 健康管理システム（現行）の除票データを基に、マイナンバーなしで登録ファイルを作成
	取得パターン3 住民記録	登録パターン3 住民記録システムの除票データを基に登録ファイルを作成	登録パターン5 住民記録システムの除票データを基にマイナンバーなしで登録ファイルを作成

令和10年4月以降に、4情報で登録が可能となる

定期接種（R8.6以降）の各登録パターンにおける登録処理の概要 1 / 3

- 登録パターン1：健康管理システム（標準仕様書3.1版）から対象者登録

凡例

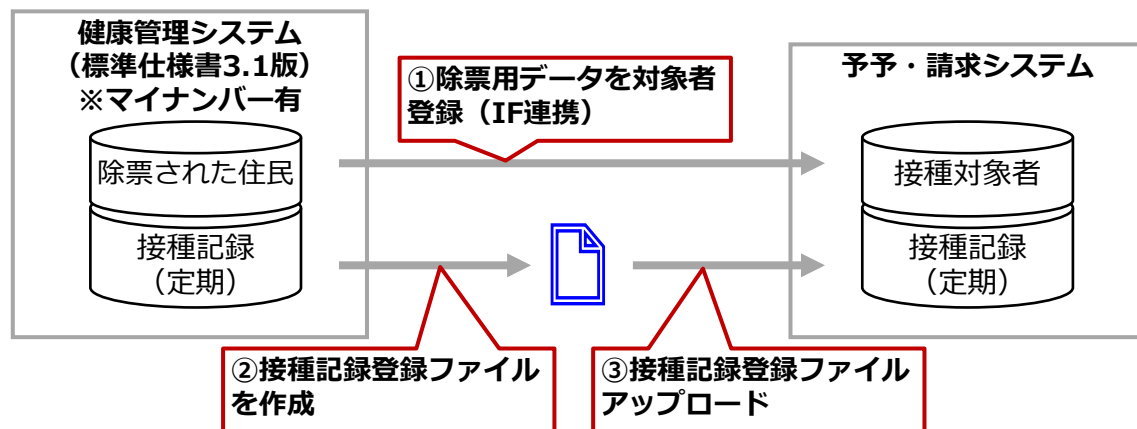


予予・請求システムへの
対象者登録ファイル



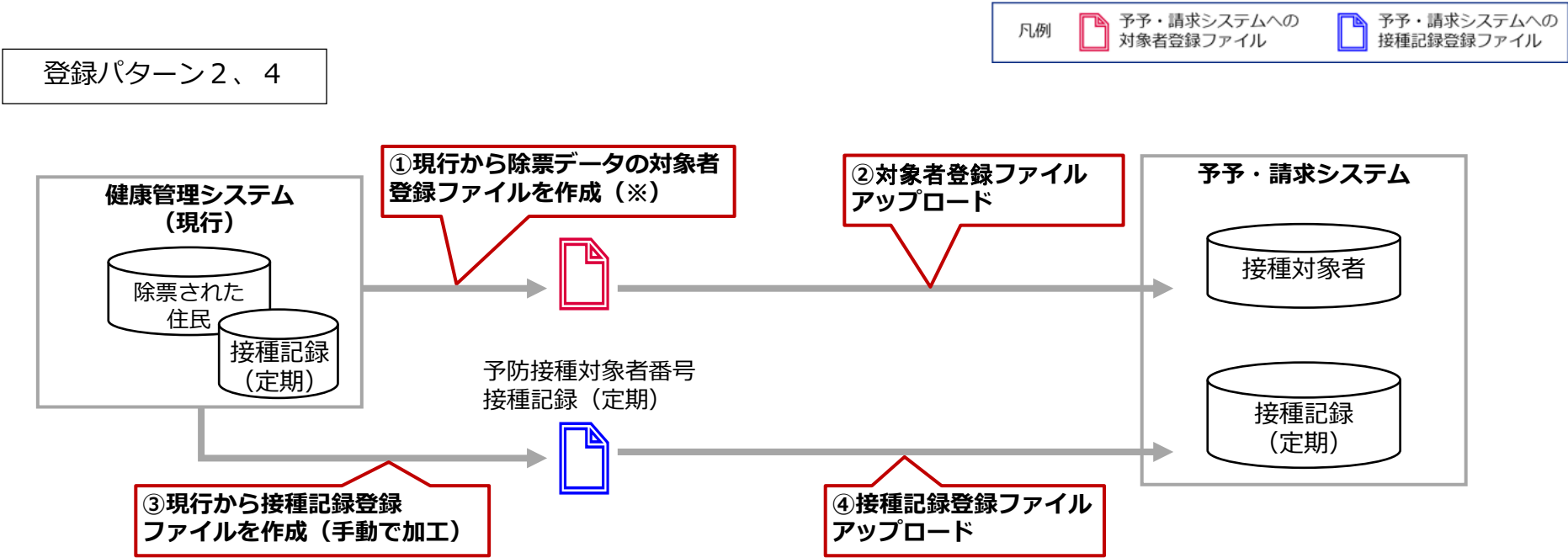
予予・請求システムへの
接種記録登録ファイル

登録パターン1



定期接種（R8.6以降）の各登録パターンにおける登録処理の概要 2 / 3

- 登録パターン2：健康管理システム（現行）の除票データを基に登録ファイルを作成
- 登録パターン4：健康管理システム（現行）の除票データを基に、マイナンバーなしで登録ファイルを作成

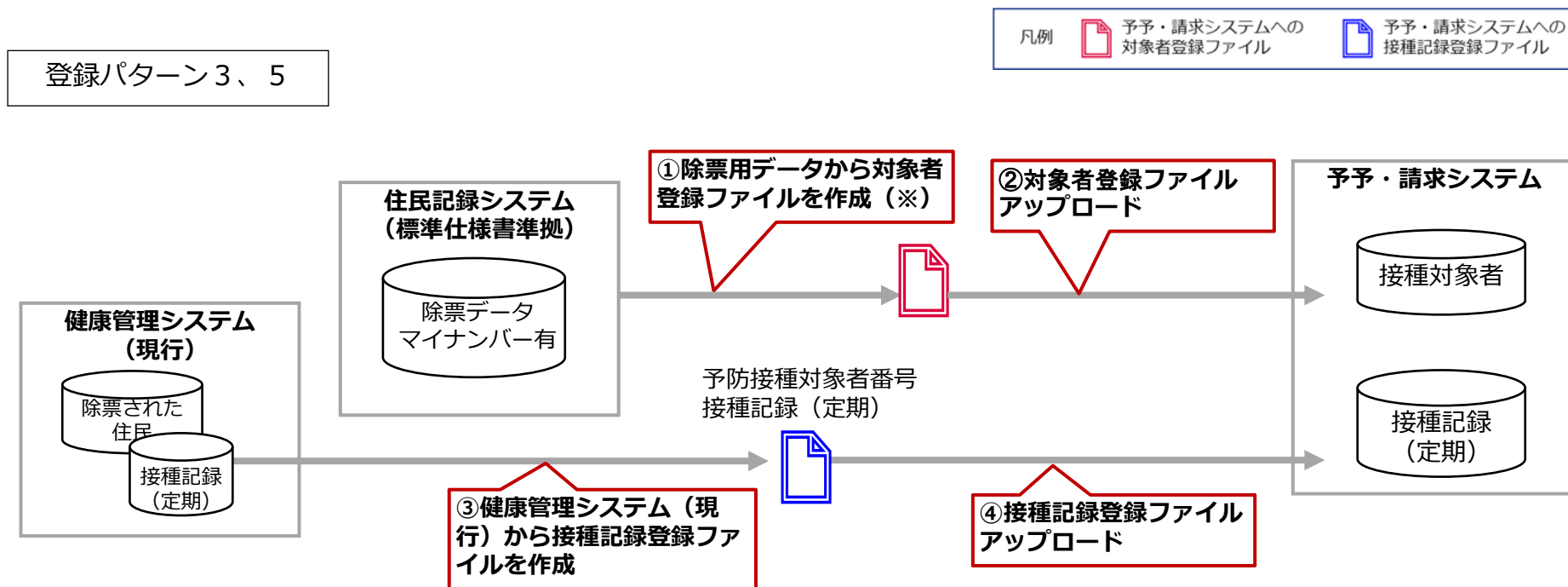


（※）①における登録パターン2と4の作業の違い

	登録パターン2	登録パターン4 ※10年4月以降に実施
① 現行から除票データの対象者登録ファイルを作成する方法	マイナンバーあり ・ 個人をマイナンバーで特定 ・ システム側で既存データと紐づけ可能	マイナンバーなし ・ 個人を代替情報（4情報※）で特定 ※ 4情報：氏名・住所・生年月日・性別

定期接種（R8.6以降）の各登録パターンにおける登録処理の概要 3 / 3

- 登録パターン3：住民記録システムの除票データを基に登録ファイルを作成
- 登録パターン5：住民記録システムの除票データを基にマイナンバーなしで登録ファイルを作成



（※）③における登録パターン3と5の作業の違い

	登録パターン3	登録パターン5 ※10年4月以降に実施
③除票データから対象者登録ファイルを作成する方法	マイナンバーあり - 個人をマイナンバーで特定 - システム側で既存データと紐づけ可能	マイナンバーなし - 個人を代替情報（4情報※）で特定 ※4情報：氏名・住所・生年月日・性別

定期接種（R8.6以降）の登録パターン2～5における 対象者登録ファイルの作成方法

- 対象者登録ファイル上必須項目に関しては全て値を設定する必要がある
- 除票データにマイナンバーが存在しない登録パターン4又は5に該当する対象者情報については、対象者情報登録及びそれに紐付く記録の移行を令和10年4月以降に作業いただきたい。

令和10年4月以降に、4
情報で登録が可能となる

#	入力必須項目	登録パターン2または3		登録パターン4または5	
		登録時の設定例	設定方法	登録時の設定例	設定方法
1	変更区分	1	「1」固定	1	「1」固定
2	個人番号	0000000000000	健康管理システム（現行）又は除票用データベースより取得	空白（設定なし）	予予・請求システムにおける対象者登録ファイルのIF変更を行い設定なしでの登録を可能とする（令和10年度以降）
3	氏名	予防太郎		予防太郎	健康管理システム（現行）又は除票用データベースより取得
4	氏名_振り仮名（フリガナ）	ヨボウタロウ		ヨボウタロウ	
5	住所	東京都千代田区 x x x		東京都千代田区 x x x	
6	生年月日	2026/2/3		2026/2/3	
7	性別	1		1	
8	予防接種対象者番号	11111122222222222222	手動作成	11111122222222222222	手動作成
9	生活保護区分	0	「0」固定	0	「0」固定
10	非課税区分	0	「0」固定	0	「0」固定
11	中国残留邦人区分	0	「0」固定	0	「0」固定
12	障がい者区分	0	「0」固定	0	「0」固定
13	その他免除区分	0	「0」固定	0	「0」固定
14	高齢者定期接種判定区分	0	「0」固定	0	「0」固定
15	長期療養区分	0	「0」固定	0	「0」固定
16	住民状態	「2（転出者）」 or 「3（死亡者）」 or 「9（その他消除者）」	除票用データベースより取得	「2（転出者）」 or 「3（死亡者）」 or 「9（その他消除者）」	除票用データベースより取得
17	通知対象外区分	0	「0」固定	0	「0」固定
18	その他区分	00	「00」固定	00	「00」固定

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4. 診療録の取扱いについて

(1) 現行の予防接種事務と診療録の取扱いについて

現行の予防接種事務

- 予防接種については、市町村からの委託を受けた医療機関が実施しており、医師が、接種対象者が事前に記入した予診票（紙媒体）等の確認や予診を行い、接種可能と判断した場合には、当該予診票に予診結果を記載し、署名又は記名押印をした上で接種を実施している。
- また、医療機関等は市町村に接種委託料を請求するため、当該予診票を市町村に送付している。

現行の診療録

- 医師法第24条において、医師が診療をしたときは、**診療録を作成し、これを5年間保存することとなっていること**から、多くの医療機関においては、**予診情報・接種記録が記載されている予診票の写しを診療録として保存している**。
- ※ 予診票の写しを保存するのみならず、電子カルテ等で接種記録を保存する医療機関もあるが、予診情報、ロット番号や接種量等のワクチンの詳細な情報については、入力負担等を鑑みて、当該情報を電子カルテ等に登録しないケースが多いと見込まれる。

* 現行の運用 *



・ 紙予診票（写し）の保存

又は



・ 電子カルテ等への入力

○ 医師法（昭和23年法律第201号）
第二十四条

- 1 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
- 2 前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。

○ 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）
第二十三条 診療録の記載事項は、左の通りである。

- 一 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- 二 病名及び主要症状
- 三 治療方法（処方及び処置）
- 四 診療の年月日

4. 診療録の取扱いについて

(2) デジタル化後における診療録の整理

- 現行、医療機関においては、診療録を作成・保存するために、紙予診票（写し）の保存や、当該予診票に記載された予診情報・接種記録の電子カルテ等への入力を行っているところ。
- 今後、デジタル化に伴い、医療機関等は予予・請求システムに予診情報・接種記録を登録することとなり、現行の運用（紙予診票の写しの保存や電子カルテ等への入力）に加えて、二重の手間が生じるのではないか、という懸念がある。
- 予予・請求システムに予診情報・接種記録を登録し、保存することは、診療録を電磁的記録として医療機関の外部で保存する場合の基準等を定める関係法令等（※）に定める以下の基準を満たしているところ。
 - （1）記録の①見読性、②真正性、③保存性の確保
 - （2）保存場所における安全性の確保・個人情報の保護
 - （3）責任の所在の明確化
- ➡ **予予・請求システムに、医師法施行規則第23条に規定する診療録の記載事項を含む予診情報・接種記録を登録することをもって、診療録の作成・保存がなされていると解することは法令及びシステム上可能である。**
- なお、予予・請求システムに登録しない情報については、別途診療録の作成・保存が必要となる。また、デジタル化開始以降も紙の予診票による接種は可能であるが、その場合、予予・請求システムに予診情報を登録しないことから、従来どおり診療録の作成・保存のために、紙予診票（写し）の保存や、当該予診票に記載された情報の電子カルテ等への入力を行う必要がある。

※・「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成17年厚生労働省令第44号）
・「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」の一部改正について(平成28年03月31日医政発第331030号
政社発第331001号保発第331026号薬生発第331010号)
・診療録等の保存を行う場所について〔医療法〕(平成14年03月29日医政発第329003号保発第329001号)

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
- 5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について**
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について

- 令和8年4月以降、RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの予防接種が定期接種の対象となる。

デジタル化の方針について

- 母子免疫ワクチンの予防接種に係る事務については、**令和10年4月以降**にデジタル化を開始することとしている。
- このため、接種対象者の把握、接種勧奨、予診票、予防接種済証、接種記録の管理については、次頁以降に記載する運用とすることとし、**令和8・9年度中にデジタル化を開始する自治体においては、紙の予診票の接種記録を、妊婦自身の接種記録として予予・請求システムに登録し、厚労大臣へ報告すること。**

※ 令和10年4月以降に実装する予定の機能（案）

- ・ 予予・請求システムでの接種対象者の抽出
- ・ 予予・請求システムでの母と児の接種記録の連携
- ・ マイナポータルからの接種勧奨
- ・ マイナポータルでのデジタル予診票の入力
- ・ マイナポータルでの予防接種済証の発行

(参考) 母子免疫ワクチンの定期接種の対象者の考え方について

- 母子免疫ワクチンの接種対象者は、接種する医師が母子健康手帳等の情報を元に、接種時点において妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にあると判断した方である。

定期接種の対象者について

- 妊娠28週から妊娠37週に至るまでの者（妊娠28週 0 日から妊娠36週 6 日の者）

定期接種の対象者の考え方について

- 接種する医師が母子健康手帳等の情報を元に、接種時点において妊娠28週から37週に至るまでの間にあると判断した方は定期接種の対象となる。
- 接種後に妊娠週数が変化する等の事情があったとしても、接種する医師が接種時点において妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にあると判断した場合には、定期接種として取り扱うことに差し支えない。

(参考) 母子免疫ワクチンの接種対象者への接種勧奨について

- 母子免疫ワクチンは現行の定期接種で用いられているワクチンと異なり、接種対象者の年齢ではなく、妊娠の事実をもって接種対象者を把握する必要があるため、母子保健主管部局の協力が不可欠である。
- 接種勧奨の方法については、各自治体の状況に応じ、柔軟に対応を行っていただくこととして差し支えないが、接種対象者に対し確実に情報提供がなされるよう、方法をご検討いただきたい。

接種対象者の把握について

- 妊娠の届出を受け付ける母子保健主管部局において接種対象者の把握を行う。

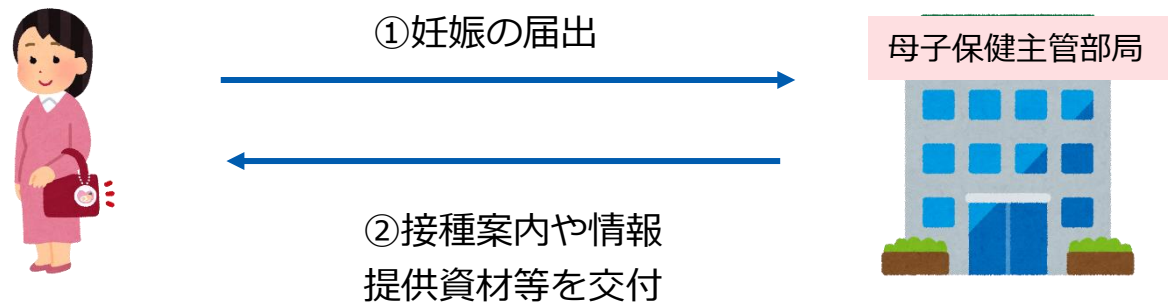
接種勧奨について

- 接種勧奨の方法として、
 - ・ 妊娠の届出の受付時等に、母子保健主管部局から妊婦に対して接種勧奨を行う方法
 - ・ 母子保健主管部局から予防接種を担当する衛生主管部局へ、妊娠の届出の受付に係る情報を共有することが可能な場合は、衛生主管部局より改めて接種対象者へ接種勧奨を行う方法が挙げられる。
- 衛生主管部局から郵送等の個別通知によって接種勧奨を行う場合には、流産・死産等の事情により妊娠を終了するに至った方への配慮に努めていただきたい。
- 妊婦に対する継続的な情報提供の機会として、妊婦等包括相談支援事業を担当する母子保健主管部局と妊婦との面談の機会を活用し、接種勧奨や必要な情報提供を行うことも検討いただきたい。

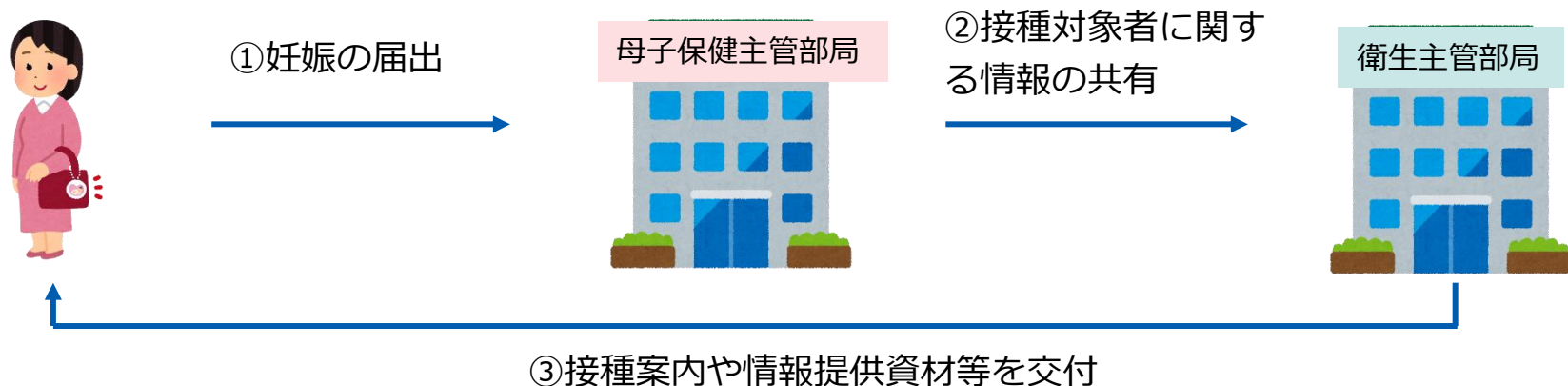
(参考) 母子免疫ワクチンの接種対象者への接種勧奨について

令和8年1月30日開催
令和7年度第4回予防接種に係る自治体向け説明会資料

母子保健主管部局より接種勧奨を行う場合



衛生主管部局より接種勧奨を行う場合



(参考) 自治体における接種記録の管理・保存について

- 妊婦の接種記録は、現行通り妊婦自身の予防接種台帳等へ記録する。
- 児の接種記録については、母が母子免疫ワクチンを接種した時点では児の住民基本台帳及び予防接種台帳は存在せず、また住民基本台帳やこれに基づき作成される予防接種台帳は母児の情報が紐付いていないため、児の接種記録に母が母子免疫ワクチンを接種した記録を反映することは、現時点では可能な範囲でご対応いただくこととして差し支えない。

妊婦の接種記録について

- 妊婦が母子免疫ワクチンを接種した記録は、現行通り、医療機関から請求があった際に、妊婦自身の接種記録として予防接種担当部局が管理・保存する。

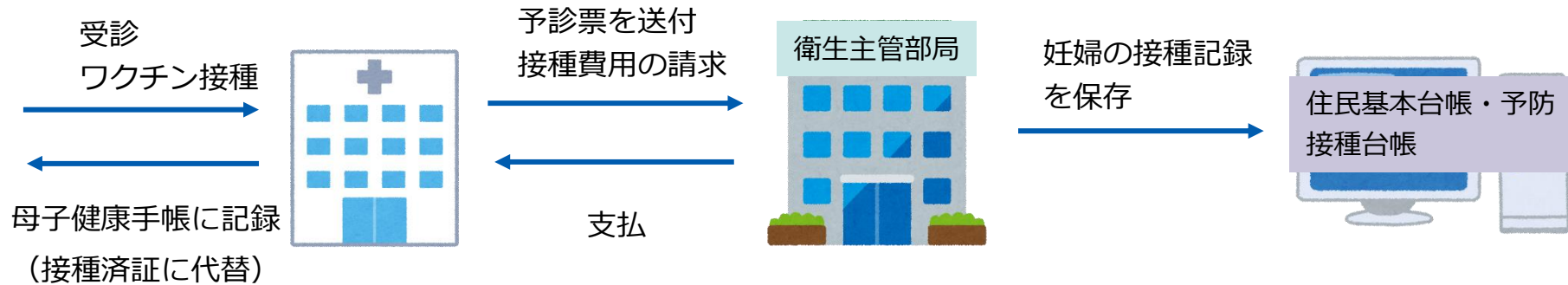
児の接種記録について

- 児の接種記録については、
 - ・ 母が母子免疫ワクチンを接種した時点では児の住民基本台帳や予防接種台帳は存在しない
 - ・ 住民基本台帳や予防接種台帳では母児の情報が紐付いていないため、児の出生後に遡って母の接種記録を確認することは自治体の負担が大きいことから、現時点では母の母子免疫ワクチンの接種記録を児の接種記録へ反映することは、可能な範囲でご対応いただくこととして差し支えない。

(参考) 母子免疫ワクチンの自治体における接種記録の管理・保存について

令和8年1月30日開催
令和7年度第4回予防接種に係る自治体向け説明会資料

妊婦の接種記録



児の接種記録



児の出生後に、母の母子免疫ワクチンの接種記録を児の接種記録に反映することは自治体の負担が大きいため、可能な範囲で対応いただくこととして差し支えない。

(参考) 母子健康手帳における接種記録と予防接種済証の取扱いについて

令和8年1月30日開催
令和7年度第4回予防接種に係る自治体向け説明会資料

- 妊婦の接種の記録は、児の母子健康手帳への証明すべき事項の記載によって、母及び児の予防接種済証の交付に代えることを可能とする予定。

予防接種済証について（予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号））※現行

（予防接種済証の様式）

第四条 定期の予防接種を行った者は、当該定期の予防接種を受けた者に対して、予防接種済証（様式第一号）を交付するものとする。（略）

- 4 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証（様式第一号）又は第二項の規定による予防接種済証（様式第二号）の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

母子健康手帳への接種の記録と予防接種済証の取扱いについて

- 定期の予防接種を行った際には、予防接種法施行規則第4条の規定に基づき、予防接種済証を交付することとされているが、児の母子健康手帳への証明すべき事項の記載によって、母及び児の予防接種済証の交付に代えることが可能になるよう、法令上の整備を行う予定。
- なお、母子健康手帳の様式についても、母子免疫ワクチンの接種記録に係る府令様式の改正を予定しているが、当面の間は経過措置として、改正前の母子健康手帳への記載を可能とする予定（※）。

※任意事項様式の「その他の予防接種」への欄を想定

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について（1/2）

- 定期接種実施要領については、例年、年度末に改正を行っているところ、デジタル化に係る改正については、改正予防接種法の施行に合わせ、令和8年6月1日に別途行う予定である。
- 改正案については、4月中にお示しする予定。

主な改正事項（案）

➤ 接種記録の保存期間延長について

ー令和8年6月以降に実施された定期接種に関する記録については、デジタル化開始後、予予・請求システム等に登録すること。デジタル予診票を使用した接種の場合は被接種者の死後5年まで、紙予診票を使用した接種の場合は5年間、適切に保存すること。

➤ マイナ保険証の持参

ー予防接種の対象者又は保護者に対する周知を行う際は、マイナ保険証の持参についてもあわせて周知すること。なお、デジタル化開始後も、母子健康手帳の持参を求め、接種記録を記載すること。

➤ マイナポータルによる接種勧奨

ー予予・請求システムにおいては、定期接種の対象となるワクチンごとに接種の対象者に適切なタイミングでマイナポータルを通じてお知らせを自動送付する機能を具備しているため、積極的に活用すること。この場合、接種の対象者に対して、マイナポータルのお知らせをメールやプッシュ通知により確認する設定を有効とすることを促すなど、確実に周知が行われるよう留意すること。

6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について（2/2）

主な改正事項（案）

➤ オンライン対象者確認

ー接種前に、マイナ保険証によるオンライン対象者確認等により、接種の対象者であることを確認すること。

➤ 予診票の記入

ーデジタル予診票・デジタル化改正後の紙予診票の様式を参考資料としてお示しする予定。

➤ 予防接種済証の交付

ーデジタル予診票を使用した接種の場合、被接種者のマイナポータル上に予防接種済証（PDF形式）が自動的に表示されること。

➤ 域外接種に係る運用

ー今後、全国の医療機関と全国の市町村の間で予防接種実施の委託に係る契約（集合契約）を締結することで、域外接種時の事前申請や償還払い等の手続が不要となる予定であること。

➤ 厚生労働大臣への情報提供

ー改正法第23条第2項に基づき、①定期の予防接種の実施状況に関する情報、②住民の性別、生年月その他の住民に関する情報、③死亡した者に関する情報を厚生労働大臣に提供すること。

等

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. **先行実施事業の実施報告**
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

7. 先行実施事業の実施報告

先行実施事業でのデジタル接種の実施状況は以下のとおり。

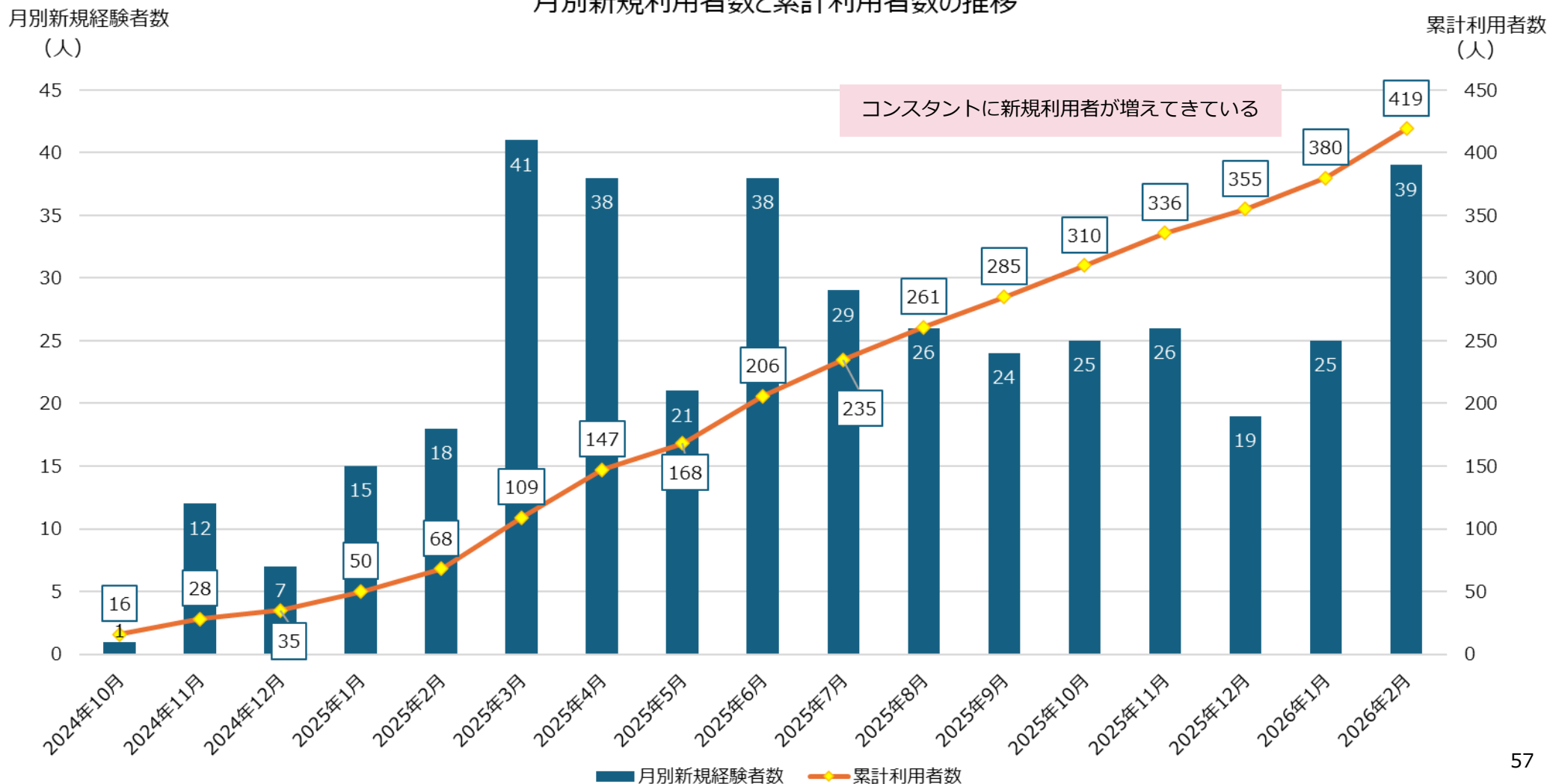
自治体名		先行実施状況			実施期間中のデジタル利用状況			
		医療機関数	対象ワクチン	実施期間	経験実人数 (デジタル)	延バワクチン数 (デジタル) (a)	延バワクチン数 (紙・デジタル全体) (b)	デジタル利用率 (a/b)*100
蘭越町	A	1	全種類	2026/2/6～	0人	0件	(報告待ち)	0.0%
	B	1	インフルエンザ	2025/11/18 ～2025/12/12	4人	4件	539件	0.7%
留寿都村	A	1	HPV	2025/11/5～	1人	1件	5件	20.0%
	B	1	肺炎球菌	2025/11/5～	1人	1件	109件	0.92%
むつ市	A	6	全種類	2026/1/6～	2人	2件	351件	0.57%
	B	4	肺炎球菌	2026/1/6～	1人	1件	3件	33.33%
東村山市	A	10	全種類	2024/12/1～	80人	192件	3,640件	5.27%
小千谷市	A	6	全種類	2024/11/25～	48人	64件	574件	11.15%
三原市	A	4	全種類	2024/12/2～	144人	762件	(報告待ち)	(報告待ち)
西条市	A	1	全種類	2025/3/3～	32人	292件	1,708件	17.10%
	B	1	肺炎球菌	2025/12/12～	0人	0件	10件	0.00%
諫早市	A	19	全種類	2025/12/22～	4人	11件	864件	1.27%
波佐見町	A	1	日本脳炎特例とHPVを除く	2025/9/16～	8人	29件	354件	8.19%
上天草市	A	4	全種類	2025/1/7～	11人	28件	1,826件	1.53%
	B	6	インフルエンザ、肺炎球菌	2025/12/22～	2人	1件	11件	9.09%
都城市	A	1	二種混合2期	2025/10/10～	0人	0件	19件	0.00%
	B	3	肺炎球菌	2025/1/29～	0人	0件	84件	0.00%

※ 各自治体の先行開始日から2026年1月31日（土）までのデジタル接種の実績を集計

7. 先行実施事業の実施報告

- 先行実施開始（2024年10月～上天草市からスタート）後の自治体別新規デジタル利用者数の推移は以下のとおり。2025年3月はいずれの自治体もHPVが前月に比べ3倍以上となった。キャッチアップの最終年とされていたため駆け込みで増加したものと思われる。

月別新規利用者数と累計利用者数の推移



1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
- 8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報**
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報

令和8年2月に市町村から提出された「予防接種事務デジタル化に係る事業計画書（第2弾）」の集計結果は以下のとおり。

◆ 健康管理システム標準仕様書（3.1版）の 適合予定時期

令和 8 年 2 月	7
令和 8 年 3 月	22
令和 8 年 4 月	9
令和 8 年 5 月	2
令和 8 年 6 月	7
令和 8 年 7 月	1
令和 8 年 8 月	7
令和 8 年 9 月	27
令和 8 年 10 月	39
令和 8 年 11 月	22
令和 8 年 12 月	25
令和 9 年 1 月	17
令和 9 年 2 月	15
令和 9 年 3 月	43
令和 9 年 4 月	40
令和 9 年 5 月	126
令和 9 年 6 月	22
令和 9 年 7 月	3
令和 9 年 8 月	11
令和 9 年 9 月	41
令和 9 年 10 月	45
令和 9 年 11 月	6
令和 9 年 12 月	82
令和 10 年 1 月	37
令和 10 年 2 月	17
令和 10 年 3 月	761
令和 10 年 4 月	229
令和 10 年 10 月	2
令和 11 年 1 月	2
令和 11 年 4 月	2
令和 12 年 4 月	2
不明	62
導入予定なし※	8
合計	1,741

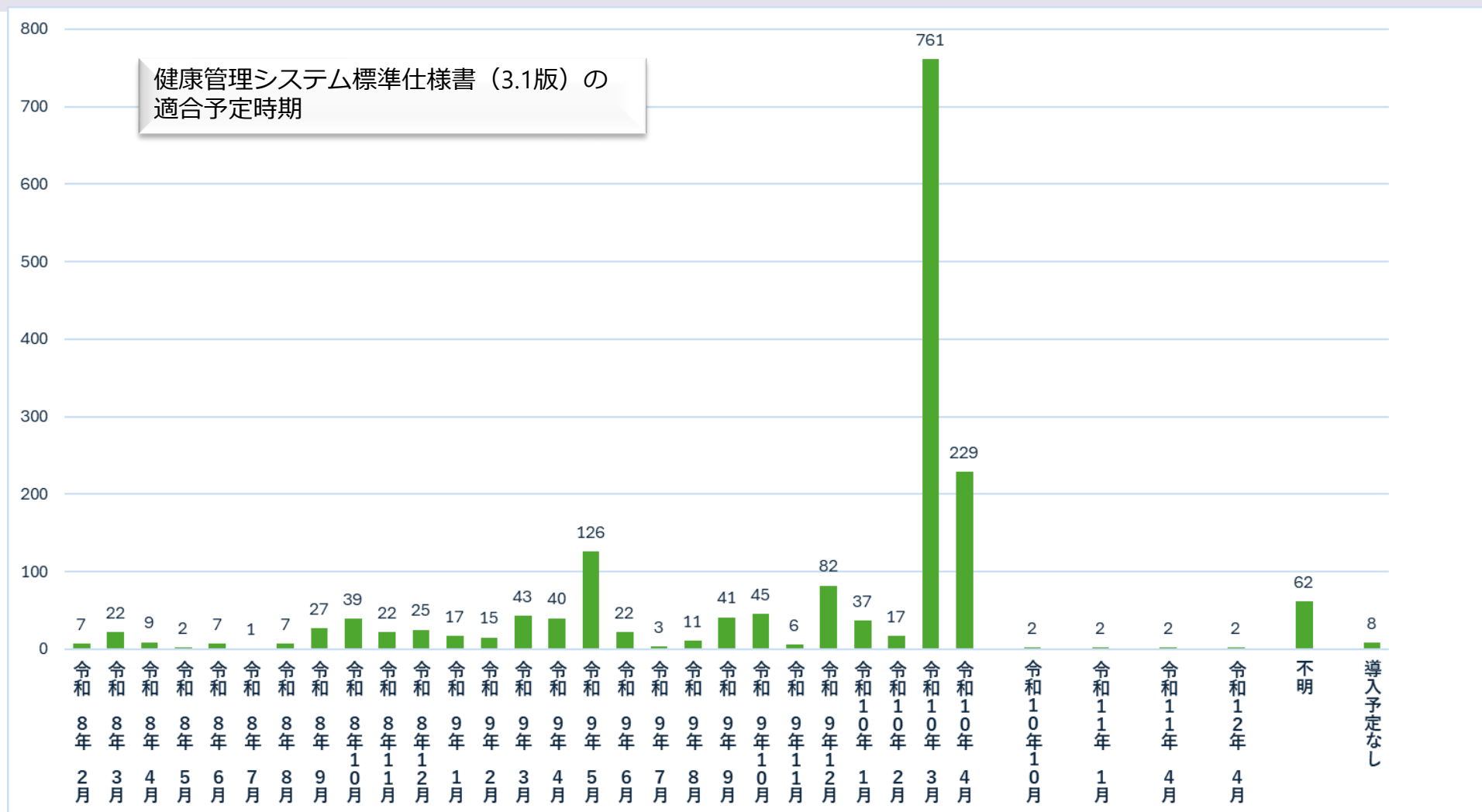
◆ デジタル予診票による接種開始目標時期

令和8年度中	22
令和 9 年 4 月	23
令和 9 年 5 月	0
令和 9 年 6 月	1
令和 9 年 7 月	2
令和 9 年 8 月	0
令和 9 年 9 月	1
令和 9 年 10 月	13
令和 9 年 11 月	1
令和 9 年 12 月	7
令和 10 年 1 月	20
令和 10 年 2 月	7
令和 10 年 3 月	215
令和 10 年 4 月	1013
令和 10 年 5 月	7
令和 10 年 6 月	15
令和 10 年 7 月	6
令和 10 年 8 月	8
令和 10 年 9 月	9
令和 10 年 10 月	39
令和 10 年 11 月	1
令和 10 年 12 月	6
令和 11 年 1 月	3
令和 11 年 2 月	1
令和 11 年 3 月	55
令和 11 年 4 月	43
令和 11 年 9 月	1
令和 11 年 10 月	1
令和 12 年 4 月	1
令和 13 年 4 月以降	1
不明	219
合計	1,741

※「導入予定なし」の自治体は、CSVファイルにより健康管理システムを介さず
直接予予・請求システムへ記録等を登録することでデジタル化を実現する

8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報

- 令和10年3月末までに健康管理システム標準仕様書3.1版の導入が間に合う自治体においては、令和10年4月からデジタル化対応いただくよう準備を進めていただきたい。
- デジタル化移行に係る詳細スケジュールについては、今後お示しする予定。



1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について

（１）「手引き」の目的

- 令和9年度以降に予防接種事務デジタル化を行う自治体（**R9自治体**及び**R10以降自治体**）は、独力で円滑にデジタル化を進める必要がある。
- 令和7年度、令和8年度の伴走支援事業により得られた知見を蓄積し、自治体向けの「手引き」として整備し、円滑なデジタル化に寄与。

「手引き」の目的

- ・ **予防接種事務のデジタル化に向けた多種多様かつ膨大な調整・事務手続きが必要**となる。
- ・ 令和8年度にデジタル化を行う自治体（**R8伴走支援自治体**）は、伴走支援事業により当該自治体が円滑にデジタル化できるよう個別支援しているところ。
- ・ **令和9年度以降に予防接種事務のデジタル化を行う約1700自治体（R9開始自治体及びR10開始自治体）に対しては、独力で円滑にデジタル化を進めらるような「手引き」を整備する必要がある。**
- ・ 伴走支援事業において得られた課題・対応策等の知見を集積し、自治体向けの「予防接種事務デジタル化の手引き」を作成。全国の自治体等に共有し、後続の自治体の円滑なデジタル化に寄与。

「手引き」の改訂方針

- ・ 令和7年度伴走支援事業において得られた知見を「手引き」（第0.5版）として整備し令和7年度末に公表。
- ・ 引き続き、令和8年度伴走支援事業において得られた知見を継続的・タイムリーに反映し、「手引き」を改訂していく計画。
- ・ デジタル化に取り組む自治体が円滑に事業を推進できるようツールとして提供。

（参考）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（自治体向け手引き）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について

（2）「手引き」の概要

- 令和7年度において全国自治体説明会、都道府県説明会など多数の説明会を実施。
- 予防接種事務デジタル化のためのタスクや資料を提示・説明したところであるが、その量が多種多様かつ膨大。
- 各タスクについて、「いつまでに」「どのようなことを」「誰と調整し」「どう決定すればよいか」等、必要な情報を改めて再構成＋補足説明を付加。
- 自治体職員が、予防接種事務デジタル化において具体的に何をすべきかを「手引き」として提示。

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会資料

デジタル化するために必要なタスク一覧

デジタル化するために必要なタスク一覧			
● デジタル化するために、自治体には以下#1～16（#4・5は任意）のタスクを実施していただく必要がある。 ● 本説明会では、それぞれのタスクの内容について説明を行う。 ※現在準備中であり、整い次第、情報提供させていただきます。			
#	タスク	タスク内容	対応説明会
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールをシステムベンダーと協議の上検討し、導入する	第1回
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保	デジタル化に必要な予算の検討を行い、予算を確保する	第1回
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施	予予・請求システムの利用に伴うPIAを実施する	第1回
4 任意	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ	任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で、個人番号利用条例に独自利用事案として規定がない場合は、条例改正を行う必要がある	第1回
5 任意	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続	デジタル化に伴う予防接種事務の運用変更内容と、自治体の諸規則との整合性を確認の上、改正要否を検討する。必要に応じて改正を実施する	第1回
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関して、民間事業者との利用契約を締結の上、医療機関でのアプリ導入の支援を実施する	第5回
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意	集合契約システム、予予・請求システムの利用規約に同意する	第1回
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請	集合契約システムに委任状申請を行う	第1回
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収	医療機関等に対して、集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を配布・回収し、国保中央会に提出する	第1回
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼	医療機関等に対して、集合契約システムへの委任状申請を依頼する	第1回
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録	予予・請求システムに、対象の予防接種種やサイトURL情報を登録する	第1回
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体⇄国保連合会）	国保連合会と予防接種事務委託契約を締結する	第1回
13	支払事務委託契約の締結（自治体⇄国保連合会）	国保連合会と支払事務委託契約を締結する	第1回
14	住民への業務運用周知	デジタル化後の運用の変更点に関し、住民及び医療機関に対して説明・周知する	第6回
15	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する	第2回
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行	予予・請求システムに、住民の過去の接種記録データを移行・登録する	第2回

デジタル化するための自治体スケジュール（最遅でデジタル化する場合）

#	タスク	1Q	2Q	3Q	4Q	5Q	6Q
1	健康管理システム標準仕様書3.1版の導入スケジュールの検討及び導入						
2	デジタル化に必要な予算の検討及び確保						
3	PIA（特定個人情報保護評価）の実施						
4	個人番号利用に係る条例改正要否の検討及び改正手続 ※任意接種（助成有り）を取り扱う自治体で対応が必要な場合のみ						
5	諸規則の確認と改正要否の検討及び改正手続						
6	民間アプリと予予・請求システム間の情報連携に関する民間事業者との利用契約の締結及びアプリ導入支援						
7	集合契約システム、予予・請求システム利用規約への同意						
8	自治体による集合契約システムへの委任状申請						
9	医療機関等へのシステム利用規約同意書の配布・回収						
10	医療機関等に対する集合契約システムの委任状申請依頼						
11	予予・請求システムへのマスタデータ登録						
12	予防接種事務委託契約の締結（自治体⇄国保連合会）						
13	支払事務委託契約の締結（自治体⇄国保連合会）						
14	住民への業務運用周知						
15	予予・請求システムに、対象者である住民情報を登録する						
16	予予・請求システムへの接種記録データ移行						

自治体と予予・請求システム間のデータ連携方法（健康管理システム3.1版導入済みの自治体）

健康管理システム3.1版を導入済みの自治体では、マイナンバーを含む特定個人情報等のデータを、LGWAN経由で予予・請求システムへ自動連携する。（既存ネットワークの設定変更が必要）

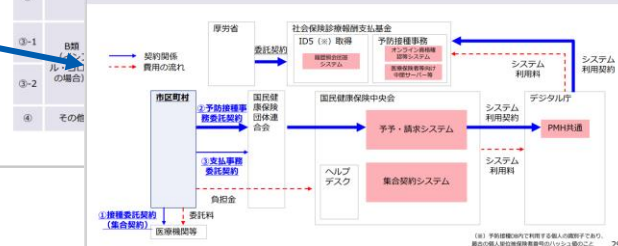
データの流れ

4. 医療機関等におけるデジタル化後の導線イメージ

- 予防接種事務デジタル化後の医療機関内での導線について、医療機関に実際に視察させていただいたことから、いくつかの導線を紹介させていただきます。特に予防接種サイトの事例についてはヒアリングからイメージを作成しています。
- 医療機関でのデジタル化の導入イメージをご説明いただく際に活用いただきたいと思います。

4-C. 契約の全体像

- 予防接種事務デジタル化における契約及び費用の流れについて全体像を以下に示す。
- 全国の医療機関と全国の市区町村間で、①予防接種委託契約の集合契約を締結する。また市区町村と国保連合会の間で、②予防接種事務委託契約と③支払事務委託契約の2種類の契約を締結する。
- なお、これらの契約書の案を11月5日付で送付したので、各市区町村の諸規則との整合性等を確認いただきたい。契約書の内容は全国一律となるため、各自治体のデジタル化のタイミング如何にかかわらず、この確認作業をもって、全自治体に締結いただく各種契約の内容は確定させる予定なので、ご留意いただきたい。



過去の説明会資料から、具体体に何すべきかを「手引き」として再構成

9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について

（３）「手引き」の３点セット

- 手引きは、①手引き（本編）、②移行計画ワークシート/標準スケジュール、③QA集の3点セットで構成
- これまでの自治体説明会等を通じてご説明していた各種スライドや、QAなどを、自治体職員のやるべきタスクに沿って説明資料を再構成。
- 「手引き」は、継続的・タイムリーに更新し、**自治体職員のバイブル**となるよう提供していく。

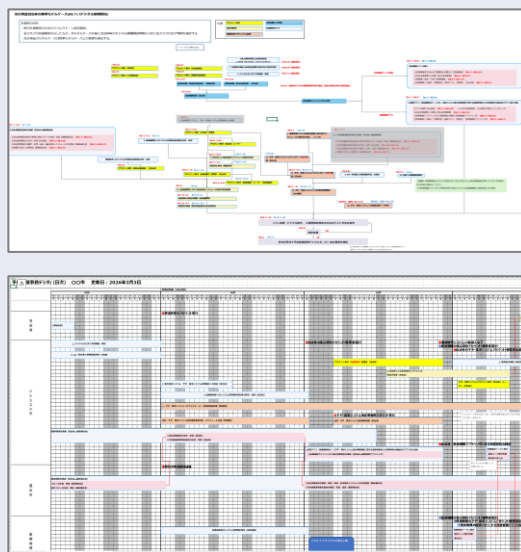
①手引き（自治体向け）

予防接種事務デジタル化の基本的な事項
や必要となるタスクについて解説したも
の。



②移行計画ワークシート 標準スケジュール（サンプル）

必要なタスクの順序を整理した「ワークシート」を提供。
ワークシートの各タスクの標準スケジュール（サンプル）を提供



③QA集

予防接種事務のデジタル化に関するこれまでのOAを整備。

[illegible]

FAQ

よくある質問と回答

9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について

（４）「手引き」の目次構成

- 第１編 概要編では、予防接種事務デジタル化の概要として基礎知識を整理。
- 第２編 移行計画（ワークシート）では、各タスクの依存関係を整理。
- 第３編 各タスクの実施事項では、ワークシートの各タスクについて解説。
- 第４編 個別論点では、デジタル化における課題や詳細な仕様について解説。

第１編 概要編

- ・ 予防接種事務のデジタル化の背景
- ・ 新型コロナでの対応
- ・ 利害関係者 等

第２編 移行計画（ワークシート）

- ・ ワークシートとは
- ・ 各タスクの項目の前後関係
- ・ ワークシートテンプレート
- ・ ワークシートの使い方
- ・ 移行スケジュール（雛形）

第３編 各タスクの実施内容

- ・ 医師会、医療機関への説明
- ・ 条例改正、規則改訂
- ・ PIAの実施
- ・ 予防接種事務委託契約
- ・ 支払事務委託契約 等

第４編 個別論点

- ・ 予防接種対象者番号
- ・ GTINコード
- ・ デジタル予診票 など

別添 予防接種事務デジタル化の関連資材

- ・ 医師会、医療機関向け説明資料
- ・ 連合会向け説明会資料
- ・ 住民向け説明資材（ポスター、リーフレット）

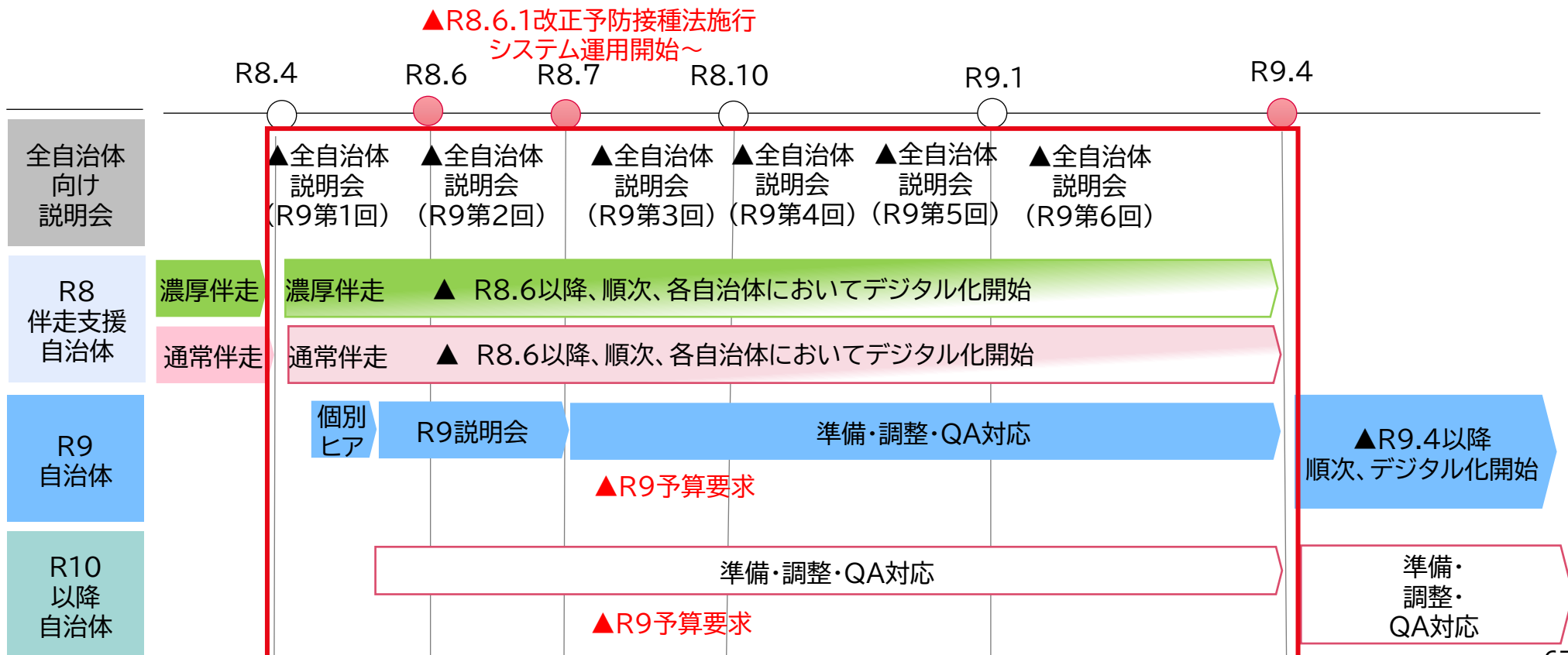
※各自治体でカスタマイズできるよう
可変媒体で説明会資料を提供

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
- 10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について**
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について

(1) 概要

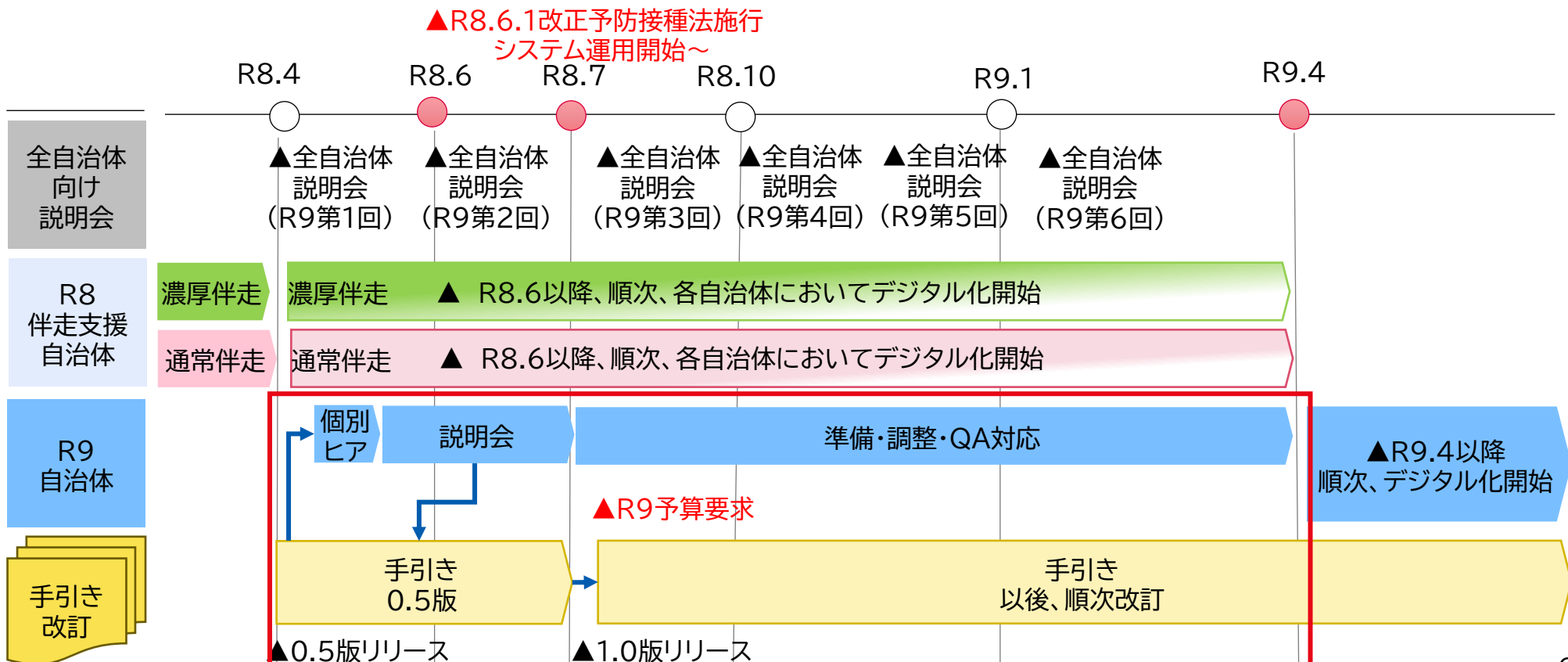
- 令和9年度以降に予防接種事務デジタル化を行う自治体（**R9自治体**及び**R10以降自治体**）に対し、「予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）」を提供。
- R9自治体**向けに、令和8年4月～6月にかけて集中的に「**R9向け自治体説明会**」を実施。「手引き」を基に、自治体が対応すべきタスクについて説明。
- R10以降自治体を含めた全国自治体**向けに、「**全自治体向け説明会**」を開催（隔月）し、予防接種事務デジタル化の調整事項や対応すべきタスク・事項について説明、共有及びQA対応を行う。
- 特に、令和9年度予算として自治体側で予算要求すべき事項について、令和8年8月末を目途に整理を行う方針。



10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について

(2) 令和9年度自治体（R9自治体）への伴走支援

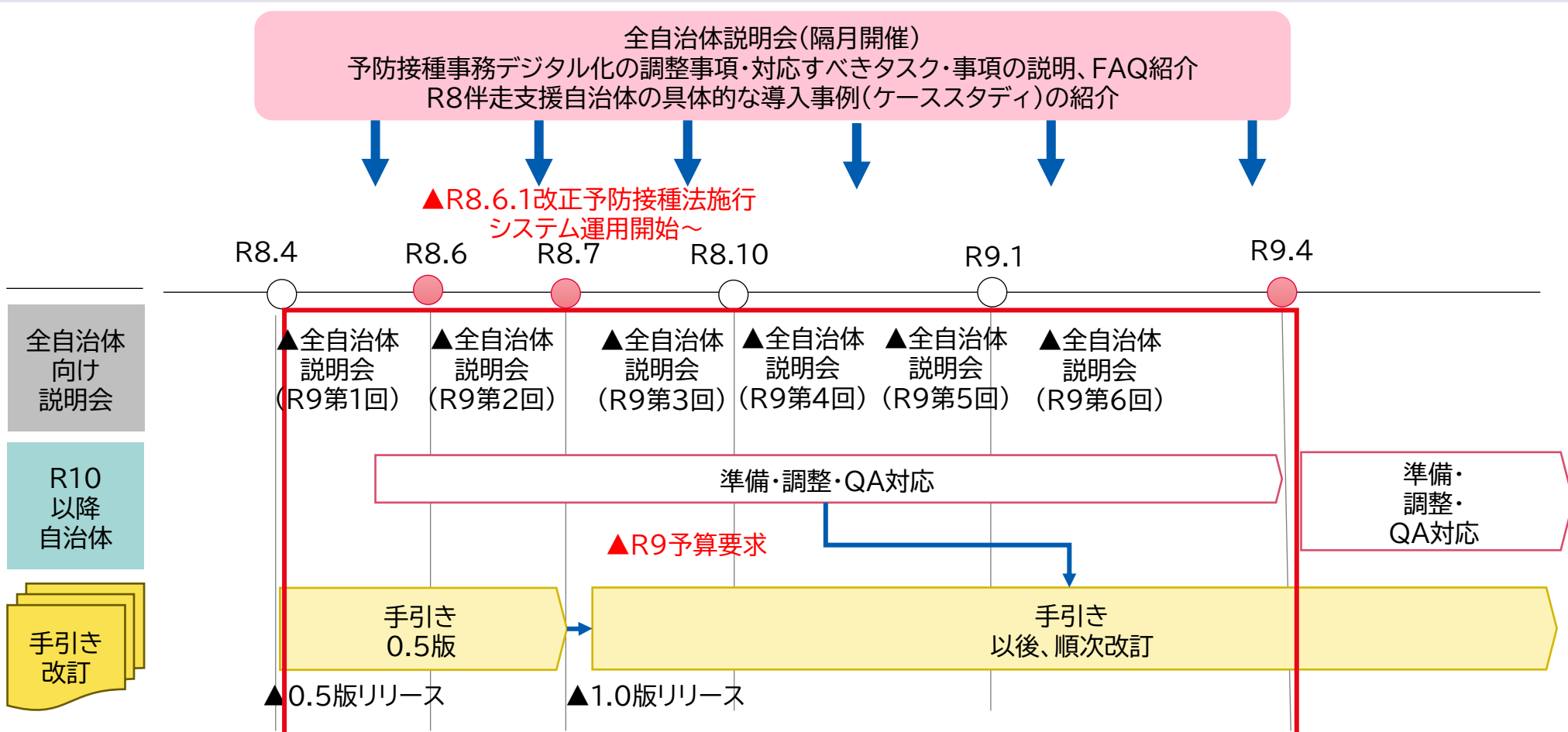
- 先ず、**R9自治体**に令和8年4月中旬に「個別ヒアリング調査」を実施。R9自治体の準備状況を確認。
- 令和8年4月下旬～6月にかけて集中的に「R9向け説明会」を実施（隔週）。
- 「手引き（0.5版）」を基に、自治体が対応すべきタスクについて説明。R9自治体への追加説明やQAを基に、「手引き」の改訂に反映。
- R8.9以降は「手引き（1.0版）」を参考に、R9自治体は独力でのデジタル化対応を準備・調整を行う。各自治体からのQA対応は行う。医師会・医療機関、各ベンダー等への説明用の資材等は提供。



10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について

(3) 令和10年度以降自治体（R10以降自治体）への伴走支援

- **R10以降自治体を含めた全国自治体**に対し、「**全自治体向け説明会**」を開催（隔月）し、予防接種事務デジタル化の調整事項や対応すべきタスク・事項について説明、共有及びQA対応を行う。
- また、「手引き」の**先行するR8伴走支援自治体の具体的な導入事例（ケーススタディ）**を紹介し、自治体職員**の参考となる情報を提供**。特に多い質問が多い内容（FAQ）を中心に質疑応答。
- **自治体職員の疑問点解消に資するよう有益な情報提供に努める**。



10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について

(4) 依頼事項

- 事業計画書（第2弾）において、デジタル予診票による接種開始目標時期を令和9年4月～10年3月（9年度中）と回答いただいた290自治体に対して先般説明会を実施し、現在以下のとおり令和9年度中のデジタル化の意向の有無を再調査しているところ。
- 事業計画書（第2弾）において、**令和10年度以降にデジタル化開始と回答した自治体の中で、令和9年度中のデジタル化開始に変更する自治体は、至急都道府県に連絡をいただき、本説明会の資料、アーカイブ動画、意向調査票（エクセル）を都道府県から入手し、説明会の内容を確認の上、3月31日までに都道府県経由で意向調査票を厚労省にご提出ください。4月以降の導入説明会のご案内をさせていただきます。**

【回答に当たっての留意点】

令和9年度中にデジタル化を開始するには、説明会等やデジタル化に係る各種準備作業と並行して、令和9年度の予算編成を行うための諸準備を進める必要があります、そのためには医師会及び医療機関等との調整を速やかに開始する必要がありますので、予算要求するにあたり組織内においてデジタル化に向けた推進体制があるか、医療機関との交渉に進める状況にあるか、十分ご留意ください。

290自治体向け 依頼事項

- 本説明会をお声かけした290自治体を対象として、意向確認をさせていただきます。**回答に当たっては、少なくとも、担当課及び担当部局において令和9年度中にデジタル化開始することについて合意を図っていただくようお願いします。**
- **令和8年3月31日（火）まで**に令和9年度中のデジタル化開始（※）の意向の有無を一斉通知・調査システムにてご回答ください。本説明会を受けて意向「無」となる場合も、その旨をご回答ください。

※デジタル化開始とは、健康管理システム標準仕様書3.1版を適合した上で、対象者情報を予予・請求システムに登録し、医療機関側の環境（医療機関アプリまたは予防接種サイトの導入）を整えた上で、デジタル予診票による接種を開始することです。令和9年度について、デジタル化する医療機関数は問いません。

- 意向「有」と回答いただいた自治体に対して、4月以降の導入説明会のご案内をさせていただきます。
- なお、意向「有」と回答し4月以降の支援が開始した後に、事情変更により9年度中のデジタル化を断念される場合もあるかと思えます。4月以降にも改めて意向確認の機会は設けさせていただきますが、本回答に当たっては、組織内のデジタル化に向けた推進体制等に十分ご留意いただくようお願いします。

1. 各種契約書について
2. 予防接種費用の支払いスケジュールについて
3. データ移行の方法について
4. 診療録の取扱いについて
5. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
6. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
7. 先行実施事業の実施報告
8. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
9. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
10. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
11. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
12. 事務連絡

1. 各種契約書について
2. データ移行の方法について
3. 診療録の取扱いについて
4. RSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンのデジタル化対応について
5. 改正予防接種法施行に伴う実施要領改訂について
6. 先行実施事業の報告
7. 市町村における事業計画書（第2弾）集計結果速報
8. 予防接種事務デジタル化の手引き（自治体編）について
9. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について
10. デジタル化に係る準備体制について（東村山市、ひたちなか市より）
- 11. 事務連絡**

12. 事務連絡

今後の予定

4月以降の説明会については、「9. 令和9年度以降デジタル化開始自治体への伴走支援について」を予定しており、開催の詳細については、別途ご案内いたします。

本説明会の内容に係るご質問

以下の質問フォームにて質問を送信してください。

【質問フォーム】 <https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1743985748MMDicHIC>

※質問については、**最終締切：3月31日（火）17時（予定）まで**受け付け、後日主な質問への回答として共有させていただきます。

デジタル化全般に係るご質問

都道府県を介して、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課までメールでご連絡ください。

なお、**本日よりデジタル化に係るご質問については、受付アドレスを以下に変更します。**

【連絡先】 yoyo-digi@mhlw.go.jp

【重要】 デジタル化以外のご質問は従来どおり

“ yoboseshu@mhlw.go.jp ” に都道府県を介してお送りください。